

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議 録（ 2 ）			
日 時	平成 19 年 10 月 2 日（火）	開 議	午前 10 時 00 分
		散 会	午後 5 時 01 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	成田（晃）委員長、高橋副委員長、千葉・成田（祐）・菊地・ 中島・山田・濱本・佐々木 各委員		
説明員	市長、副市長、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、総務・ 財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、決算特別委員長に選任されました成田晃司でございます。大事な審議が、スムーズに進みますよう、努力してまいりますので、委員並びに理事者の皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、副委員長には高橋委員が選任されておりますので、御報告いたします。

（副委員長あいさつ）

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、佐々木委員を御指名いたします。

過日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を、秘密会にいたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、さように決しました。

（秘密会）

休憩 午前 1 時 4 7 分

再開 午後 1 時 0 0 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

平成18年度決算の概要について

平成18年度決算の概要について質問いたします。11億8,401万円の赤字となりましたが、単年度収支と実質単年度収支で2億2,470万円の黒字となりました。ただ、例えば社会福祉事業資金基金からの繰入れといった財源の手当をしています。要するに、他会計からの繰入れによる財源手当が財政として本当に適当だったというふうに見られるのかどうか、財政部の所見を伺います。

財政部長

確かに財源に余裕がないという不足する中で、やむを得ない措置だというふうに私も思っております。結果として、単年度収支で2億2,000万円の黒字ということにはなりましたが、この財源手当があつての黒字でございますので、よく私どもも実質的な単年度収支の状況はどうだったのかということも考えていかなければなりませんけれども、この部分においては確かに厳しい状況といえますが、そういうものがなければ収支が合わないわけですから、間違いなく厳しい状況に変わりはないというふうな認識は持っております。

菊地委員

そもそもの社会福祉事業資金基金というのは、どういう目的の基金として存在して、本来ならどういうことに使われるべきものなのかということについてお尋ねします。

（ 財政 ） 財政課長

小樽市の例規集などの中では、社会福祉事業資金基金につきましては、社会福祉事業の運用に資するためというふうに決めてございます。

菊地委員

それは繰入金となっていますけれども、本来でしたらまたきちんと元に戻して、基金として積み立てなければいけないものなのですね。

（ 財政 ） 財政課長

先ほど部長から答弁がありましたように、あくまでも基金は条例の中で使う目的を決めております。ですから、本来の目的に当然使うわけなのですけれども、近々というか、直近で使う予定がない中で、一般会計の方で運用として資金的に借りているということでございます。

菊地委員

今、財政課長の方から、とりたてて急いで使う予定がないとおっしゃいましたけれども、例えば第 3 回定例会の厚生常任委員会の中などで話がありましたリフトカーなども、従来どおりサービス提供するためにあと幾らお金があったらできるのかということでは、30万円とか、また今度、置き雪対策をしていただけることになったのですけれども、出勤の基準が降雪量で20センチメートルと、これまでよりも5センチメートル高くなりました。本来、置き雪対策というのは、結構福祉除雪の意味合いも深いですから、こういうところにこそ使っていただきたい基金だと思うのですが、それが今一般財源の手だての方に使われるとなると、やはり市民サービスの方に影響が大きく出てきているのではないかと、私は思うのですが、その辺についていかがですか。

（ 福祉 ） 地域福祉課長

一般会計の方に出しております社会福祉事業資金基金の部分なのですけれども、これは同じ基金の中でも、性質別ということで3種類あるのですけれども、そのうち一般会計の方に出しているのが、地域福祉基金部分ということで、交付税なりによって基金を積み足したものです。これにつきましては、元金は取り崩しをしないで、運用益といいますか、利息の部分で事業をしていきなさいというのが基金の性質であります。ですから、一般会計の方という部分については、普通の事業に使えない、取り崩して使えない部分を一般会計へということになってございます。

菊地委員

そうすると、あくまで一般財源に繰り入れながら使うことが、この基金の目的なのか、もう一度確認したいのです。

（ 福祉 ） 地域福祉課長

例えば基金の方の立場といたしましては、元金を取り崩してはいけないというルールがありますので、その部分を例えば定期預金に積むというのも一つの方法だと思いますし、それを一定程度の利息とかの割合が同じ、あるいはそれ以上ということで、一般会計の方に貸すということでも、基金としては同じという、そういう形になります。

菊地委員

例えばその社会福祉事業資金基金の下にあります、個人名が書かれた社会福祉事業資金基金が幾つかありますね。そういったものについても、使用目的は、条例上では社会福祉事業にというふうにしかなっていなかったと思うのですが、そういうところの資金は、さっき言ったりフトカーとか、そういうものには使えるのですか。

（ 福祉 ） 地域福祉課長

リフトカーに使えるとか、何とかに使えるという個々具体的な事業については、今ここでこの事業に使えますなどという答弁はできないのですけれども、実際問題として基金を取り崩せるものにつきましては、取り崩しながら事業に充てているものも多々ございます。

菊地委員

それで、基金の使い方にもいろいろ目的があるという話でしたけれども、いずれにしても、先ほど財政部長が答弁しましたように、財政が厳しいという状況はなかなか変わらない。その中で、市民サービスを低下させないというところで、新たな事業を展開するというのは厳しいかもしれませんが、本当に弱者の皆さんにサービスの低下をさせないようにもう少し予算を回していただければというふうに思っています。ぜひそのための努力なりを引き続きお願いしたいと思います。

学校図書費について

次に、学校図書費のことについてお尋ねします。

第 3 回定例会の中でも質問したのですが、その後調べましたら、学校図書館の図書整備については、地方交付税で単位費用算定としてはきちんと算定基準の中に入っていて、例えば平成 18 年度の学校図書館図書の経常経費における算定では、1 学級当たり 45 万 1,000 円の算定基準となっていると思うのですが、それによろしかったですか。

（財政）財政課長

小学校 1 学級当たりの交付税の額なのですが、2 万 5,100 円でございます。

（教育）総務管理課長

中学校が 5 万 1,900 円からです。

菊地委員

経常経費は実質経費の算定基準が 2 万 5,100 円だったのですか。

（財政）財政課長

今答弁させていただいたのは、交付税の計算の中の単位費用の中で見られている 1 学級当たりの額ということでございます。

菊地委員

それで計算すると、小樽市の小学校の図書費として、交付税決定額は幾らになっているのですか。

（財政）財政課長

平成 18 年度の交付税の需要額でいきますと、小学校に係る分として 637 万 5,000 円でございます。

菊地委員

その 637 万 5,000 円が交付税の決定額として来る。実際に平成 18 年度決算でいきますと 384 万 5,488 円ですね。6 割ぐらいの執行率になりますね。

（財政）財政課長

決算額と今の交付税を比較しますと、約 6 割という数字でございます。

菊地委員

北海道の学校図書費で、北海道の教育委員会の調べでいきますと、平成 17 年度で基準財政需要額で、小学校は 909 万 7,000 円が支給されて、そのうち小樽市の執行額が 374 万円となっていて、40 パーセントぐらいの執行率しかないという調査結果なのですが、また 18 年度もそんなに変わらないのではないかと思います。幾らなのですか。この差については後で精査したいと思うのですが、

（財政）財政課長

先ほど答弁させていただきました 637 万 5,000 円というのは、ここでの計算の中で、あるいはいろいろな補正がかかっているわけなのです。その補正の性格からいきますと、関連補正などがかかっているものは、学校図書の単価には当然関係していないというふうに判断しております。それで、小樽市の方で出した額でいけば 637 万 5,000 円ということでございます。北海道が出している 909 万 7,000 円ということになれば、ちょっと私も正確に計算していないのですけれども、今言ったそれぞれの補正を加えて積算しているのではないかと考えてございます。ちょっと個人的

な話で、この場でいいかどうか分からないのですけれども、以前、共産党から要求されまして、私もその数字をつくってございました。そのときの考え方を言いますと、今言ったような、補正の考え方について再検討して、当時は補正に係る分を除いて計算して資料を提供したというふうに記憶してございます。

菊地委員

地方交付税で見られている、一般財源で見られているということになりますと、それがどう使われるかということについては、さらに精査してみないとなかなか分からないところもあるのですが、それにしても、平成17年度決算で見ると、北海道の押さえ方は小樽市は40パーセントしか執行していないということなのですね。今、財政課の方で計算したという金額で見ても、60パーセントの執行率になる。そういう意味では、予算特別委員会の中でも図書書の充実を私は要求しましたがけれども、その予算執行を見ても60パーセントというこの水準を、計画的に、年次計画でも何でもいいですから、高めていく努力をぜひ財政部と教育委員会と協力してやっていただきたいというのが、今日の質問の趣旨なのですが、いかがですか。

教育部川田次長

学校図書の関係ですけれども、確かに予算的には、360万円、370万円ぐらいという金額でそれぞれ推移をしてきてございますけれども、教育委員会としても、ある程度の努力目標というのは持ってしまして、やはり学校図書を充実させていこうという形の中でやってございまして、その基準冊数というのはございますけれども、それに少しでも近づけるために、毎年そういった努力をしてございまして、かなり古いですがけれども、平成四、五年のころに比べますと、小樽の小学校で4万冊ぐらい、それから中学校では3万冊ぐらい蔵書が増えてきてございます。そういった形の中で、少しずつでも子供のために合った図書ということで提供をしながらやっているという現状でございまして、今後もそういう形では努力をしていきたいと思っています。

菊地委員

文部科学省が年間、学校図書館の図書整備費ということでは5年計画で、そのための予算をきちんとつけるというふうにしていますから、ぜひその方向でこの予算が使われるようにというふうに望むものです。このことを申し述べまして、私の質問を終わります。

中島委員

介護保険の今後について

介護保険の今後について、質問させていただきます。

第3回定例会で、介護保険の剰余金を出し、そのうち1億9,863万円余りを基金の積立金にするということになりました。調べてみますと、この介護保険の積立金というのは、平成16年度に1億6,700万円、17年度に354万円、今年度に9,755万円ですが、さらに来年度の分が今1億9,800万円と決まったわけですから、全部合わせると大体積立金総額、幾らぐらいになりますか。

（福祉）介護保険課長

平成18年度末で3億8,216万7,000円でございます。第3回定例会で1億9,863万6,000円の補正を組んでおりますので、合わせますと5億8,080万3,000円になります。ただ、今後これから償還金というものがございまして、財政安定化基金貸付金の償還金の方に1億727万2,000円を償還する予定でありますので、これを差し引きますと約4億7,300万円、これが19年度末では、現時点では決算として残るというふうな予定になっております。

中島委員

基金の使い方については基金条例に書いてありますけれども、介護保険給付費に関する費用の財源に充てるというふうに書いてありまして、実はこの小樽市高齢者福祉計画・小樽市介護保険事業計画、平成18年3月に出したものです。これは3年に1度ということを出すことになって、介護保険料の算定をすることになっているわけですね。

れども、これをつくるときには既に基金に積立金が入っていました。17年度の方もありますし、それから16年度に1億6,000万円もありました。こういうお金を、介護保険の新しい事業計画を立てるときに、どのように使うという計画が盛り込まれた内容としてこの事業計画があったのですか。

（福祉）介護保険課長

平成18年度の事業計画におきましては、当初、12年から発生しております12、13、14年度で4億8,000万円の財政安定化基金貸付金の償還を受けておりますので、保険料のこの剰余金等の積み立てによります介護給付費準備基金におきましては、まずその財政安定化基金貸付金の償還の、財源としていくと、そういうふうな考え方で18年度の計画を進めてきております。

中島委員

そうだとすると、今、介護保険課長がおっしゃったように、貸付金を返しても約4億7,000万円が残る計算です。これについては、基金のもともとの使い方に戻すことができるわけですから、このお金をどういうふうにするかということが大事な中身だと思うのです。第3回定例会で北野議員も反対討論で言っておりましたけれども、介護保険料を大幅に1億円以上新たに徴収して、大きな負担がかかっているわけです。年金からの天引きで断るわけにいかない保険料なのです。そういうふうにして集めた保険料を剰余金として2億円も残すということ自体、計画に問題があるわけですから、例えばこの介護保険料として市民の皆さんに、65歳以上の方に一律で返すということになれば、1人年額幾らぐらいになるのでしょうか。

（福祉）介護保険課長

今の御質問でございますが、剰余金、基金の額が約4億7,000万円といたしまして、第1号被保険者の方が約4万人いますので、これを4万人で割りまして、さらにそれを3年間ということで計算いたしますと、1人当たり約3,900円程度の金額になります。

中島委員

こういう形で返すのが適切かどうか、あるいは利用料の減額にするなど方法があるということはあると思いますが、どちらにしても備えるお金ではないと思いますから、何らかの形で利用者の皆さんに還元する、保険料の減額、あるいは利用料は現在1割負担ですけれども一部のサービスを5パーセントにするといったような、検討をいただきたいと思いますが、検討する余地があるのでしょうか。

福祉部長

平成18年度の介護保険の繰越金ですけれども、先般予算特別委員会でも答弁しましたけれども、この介護保険事業特別会計なのですけれども、やはり過去に歳入欠陥を招いて4億円借入れをしたという、そういう過去の経験があるわけなのです。そして、それは4億8,000万円借入れをしたために、15年度から3年間、皆さんの保険料にその赤字分がしわ寄せしたと、そういうこともありましたので、この介護保険事業特別会計はやはり歳入不足を生じてはならないという、そういう慎重にやっていかなければならないという部分がまずあります。そういうことと、この18年度は第3期の介護保険計画のスタートの年だった。保険料の見込みの算定なんかも国のルールどおりやらなければならなかったとか、あるいはこの制度改正に伴って、報酬単価とか、時間制限とか、いろいろ影響があった。そういうことから、いろいろかなり精度の高い見積りはしたのですけれども、結果として、やはりそういう給付もそのとおりにはならなかったということもあります。結果として、この介護保険事業も12年度から始まりまして、当初は100億円までいかなかったのですけれども、平成14年度から100億円を超えて、18年度も約120億円の事業規模となっています。そういった中で今回こういう繰越金が生じたのですけれども、約120億円といたしますと3.1パーセントぐらいの繰越金なのですけれども、これは小樽市だけでなく、他都市に18年度の特別会計がどの程度推移しているかというふうに伺いますと、約2パーセントから3パーセント、多いところでは5パーセントの繰越金を生じていると、そういったこともありますので、いろいろな事情もありましたけれども、この繰越金が生じたとい

うことはおおむねいたし方なかったのかというふうに思っています。

そういったことから、この繰越金と、それから保険料の軽減については、今後、第 4 期の計画にこの保険料がどうなるかということもありますけれども、その辺は 20 年度に向けて十分可能かどうかということも含めて、これからまた介護保険事業もどういうふうになるか、この推移も十分見ていかなければ、小樽市内における施設給付などものの程度増えていくかということも十分見ていかなければならないと思いますので、そういったことも十分慎重に見ながら検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

中島委員

今おっしゃいましたけれども、他市町村も押しなべて 2 パーセント、3 パーセントの剰余金を残しているということですが、大体相場だからいいのではないかとおっしゃいましたけれども、みんな取り過ぎなのです。それを訂正すべきだと私は思います。そういう点で、大体この事業計画と比べても、実際の実績にはかなりのかい離があるのです。この問題も大きいと思います。平成 18 年度計画ということで、ここに出ている計画では、今年度の予定は 5,524 名という利用者数を予定してまして、介護予防の方から要介護 1、2、3、4、5 と人数が大体これぐらいになるだろうという見込みを立てているわけです。しかし、実際にこの数は 18 年 4 月末実績でも大幅に違っています。どこが違っているかといいますと、介護予防は 1,532 名の予定が 985 名ですし、要介護 5 は 282 名の計画をしていますけれども 563 名と、大幅に違うのです。こういう違いが出てきた中身については、どうお考えですか。

（福祉）介護保険課長

計画時点との人数の開きということでの御質問でございますが、平成 18 年度で見込んだ数に比較いたしまして、認定者の数も増えてまいりましたし、サービスを利用する方の数というのは、実際のところ見込みを上回っていたというのが実態だと思っております。その中では、要支援の方の数といいますのは、18 年 4 月末の時点での今比較をしていただいたと思いますが、経過的要介護を含めまして、小樽市の中で新予防給付というのが始まりましたのが 19 年 1 月ですので、その間に至ります数字の推移というのは、旧来の認定の形で推移してきておりまして、19 年 1 月以降になりますと、また新予防給付ということが始まってきましたので、そこら辺の数字が若干変わっております。いずれにいたしましても、当初予定していた見込み数より実際に認定者の方が増えてきたということが、その原因でございます。

中島委員

平成 17 年度実績を見ましても、18 年度とほとんど変わらないわけですから、計画自体が厚生労働省の指導の下につくった基準そのものがかなり実態とかけ離れているものではないか、あるいは国の持っていく方向を強く示唆した内容が含まれている中身ではないか。重症者の数を減らし予防的介護の対象者を増やすという、こういう計画になった結果ではないかと、私は思いますが、これから来年度の 4 月になれば結果は、どういう指標になっていくかがもっとよく見えてくると思いますので、経過を見たいと思います。

今回、計画と実績が違うという問題については、介護サービスの供給する内容の問題についても若干見てみたいと思うのです。訪問介護の方は不用額を 2,400 万円出していますけれども、特定施設入所者生活介護というサービスについては 6,200 万円の不用額を出しています。これはどういうサービスですか。

（福祉）介護保険課長

特定施設入居者生活介護の内容でございますが、特定施設といいますのは、有料老人ホームとか、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、あと適高齢者専用の賃貸住宅のことをいいます。この中で、特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けているものをいいます。その特定施設入居者生活介護といいますのは、入居している要介護の方に対しまして、サービス計画に基づきまして、その施設が入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話、屋内施設で能力に応じた自立した生活をできるようにするというサービスでございます。これは 2 種類に分かれます。それは、その施設の途中でみずからサービスを提供する形と、それから外部のサービ

スを利用する形と二つに分かれます。その施設自体でサービスを提供するという形は従来からありまして、外部サービスを利用するという形につきましては、平成18年4月の法改正によって新たに導入された形です。これは、特定施設の事業者が計画の作成、安否確認、生活相談を行いまして、委託先の居宅サービス事業所が計画に基づいて介護サービスを提供すると、こういうサービスをしている制度でございます。

中島委員

このサービスの6,200万円の不用額の理由はどういうことですか。

（福祉）介護保険課長

6,200万円の不用額を生じた理由なのですが、当初の平成18年度の予算の中では予定していなかった施設の整備計画というのが、18年度途中に上がってまいりました。それが10月から2月までの5か月間の中で、毎月100人でサービスを実施するという見込みを立てまして、その分の額が7,100万円という額で補正しておりました。この補正をした後に、実際の18年度のそのサービスの実施状況はどうだったかという、それとその実施した実績というのが上がってきておりません。そのために、この部分で7,100万円のその実績はなかったと、プラスしまして、ほかにも特定施設の事業所がございますので、その整備が予定よりもあったということで差し引きいたしまして6,200万円、この部分で不用額が生じているということでございます。

中島委員

もう一つは、居宅介護住宅改修費というものが2,200万円不用額が上がっています。今年度は、予算としては5,423万円見込んでいるのです。そのうち半分以下の2,200万円が使わなかったということになるのですが、大体この5,400万円の見込みというのが過大だったのではないですか。

（福祉）介護保険課長

今の住宅改修費の不用額の件でございますが、平成18年度の法改正におきまして、この住宅改修費の手続におきましては、それまでは事後の申請でよかったものが、18年4月からは事前申請ということになりました。そのために、実際1件ごとの単価も少なくなってございます。その部分につきましては、予算を作成する時点では、そういう影響額というのは実際のところ把握することができなかったものでございます。そのためにこのような差となって表れてきておりました。今年度につきましても、その状況については、その影響額というのを把握できない状況のままです。今年度また実施の状況を見まして、その差につきましてもどうするかについては考えていきたいと思っております。

中島委員

介護保険課長のおっしゃる中身については、正確ではないと私は思います。制度が変わったとおっしゃいますけれども、平成16年度決算、17年度決算、いずれもこの居宅介護住宅改修費の決算額が3,973万3,626円です。今年度とそう変わらないのです。それなのに、予算額だけ5,000万円台になっているのです。16年度のときには、決算額と予算額はほとんどかい離がありません。しかし、17年度のときから5,000万円台の予算額を組んで、決算額が3,600万円ですから大分残している。その中身をそのまま当てはめているのです。予算を立てるときに、この決算の結果を見たら、実績を考えて立てるのが普通だと思うのです。実績に関係なく5,000万円台の計画を組んでいるのですから、過大な見積りだったのではないですか。

（福祉）介護保険課長

例えば平成19年度予算でございますが、これも過去の実績を見まして、18年度よりは低い金額で設定しておりますし、18年度のその事業計画をつくりまして予算作成をするときも、当然過去の推移は見た上で今後の伸びとか、そういうものを勘案してつくっておりますので、それは決して過大に見積もるということではなくて、その分最大で見たときに十分な補修費としてやはり用意しておかなければならないという部分では、決して過大ではないのですけれども、ある程度余裕を持った予算の作り方をしていると考えております。

中島委員

今回の介護保険事業特別会計の中ではたくさんの剰余金を出したわけですから、介護保険料の多額な徴収、そして利用サービスの不用額の問題は大きく点検されなければだめだと思うのです。適切な規模の予算を組む、そういう点で私はやはりサービスを提供するこの予算というものに、かなり不用額を期待する予算だったのではないかという疑いを禁じ得ません。ぜひ、これを教訓にして、来年度予算については不用額がたくさん出ないように、皆さんがきちんとサービスを利用できるような計画を進めていただきたいと思います。

衛生費について

次に、衛生費の問題ですけれども、各会計決算説明書によると、衛生費の中に救急急病対策費が計上されております。夜間急病センター管理代行業務費で 1 億 2,100 万円と出されております。追加負担分で 850 万円が出ておりますけれども、これは不足する患者数に見合う負担をしたというふうに聞いておりますが、そもそもこの当初予定として何人ぐらいの患者を見込み、実際どれぐらいの患者数だったために不足を生じたのですか。

（保健所）保健総務課長

平成 18 年度の夜間急病センターの想定患者数でございますけれども、当初は 1 万人程度の患者数を見込んでおりましたけれども、結果として 9,500 人程度の患者数にとどまったということでございます。

中島委員

先日、小樽市夜間急病センター 30 周年記念というレセプションがありまして、そのときにこの急病センターの歴史的な資料が配られたようであります。昭和 52 年度から現在に至るまでの患者数、また搬送数なども入れた資料ということで、私は見せていただきましたけれども、この資料からいきますと、患者動向というものについてどのようにつかんでいるのでしょうか。開設された当時の昭和 52 年の患者数、そして患者数が一番多かった時期は平成 10 年度ごろがピークですね、そして 18 年度、この 3 段階に分けて患者数とそれから搬送率、救急病院へ行ったけれどもここで対応しきれない、次の病院に紹介するという、この搬送率の経過を知らせてください。

（保健所）保健総務課長

夜間急病センターの開設当初からの患者数並びに 2 次搬送の率でございますけれども、昭和 52 年度開設されたときでございますけれども、このときの患者数は 7,696 人、搬送率が 1.42 パーセント、それから平成 10 年度につきましては、患者数が 1 万 2,100 人、2 次救急搬送率が 5.12 パーセント、それから平成 18 年度につきましては、患者数が 9,523 人、搬送率は 7.8 パーセントでございます。

中島委員

この数値を見ますと、患者数がだんだん下がってきています。それなのに、搬送率が高まっています。昨年は 7.8 パーセントです。ということは、結構重症化して、あるいは病気が深刻な状態になってから夜間急病センターを訪れる方が増えているのではないだろうかと予測されるのです。なかなか病院に行きにくいということの表れなのかもしれません。

今後、患者数がどんどん減っていく、こういう傾向が見られるわけですが、そうなれば、費用の方も小樽市がかなり支援をしていかなければならないという、そういう傾向が続くことにならないでしょうか。そういう見通しについてはどうですか。

（保健所）保健総務課長

この 2 年間、平成 17、18 年度と、確かに夜間急病センターの患者数が急激に減っておりまして、このままの減少傾向が続くとすれば、市の持ち出しが必然的に多くなるということで、これは大変困った状況でございますけれども、この原因につきましては、なかなかいろいろなことを言われておりますけれども、まだはっきりしていない部分がございます。今後、患者が回復するということもあり得ないことではないと思いますけれども、ただ、今のすう勢を考えますと、今後その患者の減少数を見込んだ夜間急病センターのその運営体制の見直しといえますが、

そういうことがやはり必要になってくると思われます。それにつきましては、夜間急病センターの指定管理者でございます小樽市医師会の方に、運営体制の効率化についていろいろ検討するように要請をさせていただきますし、さらにその今後の推移を見ながら、市としても医師会と協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

中島委員

平成16年度の決算書と比較してみましたら、16年度までは道からの補助金が2,185万円入っているのです。しかし、現在はこの補助金がなくなっています。あるのは、協会病院の小児科の体制に対する補助金のみになっています。これはどういう経過だったのですか。

（保健所）保健総務課長

この決算説明書の救急急病対策費の中に、在宅当番医制事業委託料と第二次救急医療事業委託料という事業がございますけれども、この二つにつきましては、平成16年度まで国の補助制度がございまして、確かに事業費の3分の2を補助金として交付を受けておりました。それが平成17年度以降に交付税措置に変わったということで、現在はその一般財源という形で財源措置をさせていただいております。

中島委員

ここにも一般財源化の影響が表れているということは改めてわかりましたけれども、その夜間急病センターの1億2,100万円、それを含めた全体の運営費というのは大体どういう状況になっていて、とりわけ医師に対する費用とか、全体の割り振りというのですか、これはどういう状況になっているのですか。

（保健所）保健総務課長

主に、夜間急病センターの運営費に関してでございますけれども、夜間急病センターの年間の運営経費自体は、この数年、全体で約2億2,000万円から3,000万円程度で推移してございまして、その約80パーセント程度が医師、看護師などの医療技術者にかかわる人件費が占めているという状況になってございます。

中島委員

8割ほどが人件費ですから、それで医師体制の問題は、やはり今後どのようにするかということが大きな課題になっていくと思います。市立小樽病院の方でも、医師体制では大分深刻な状況が今回話されましたけれども、この夜間急病体制は、小樽市の開業医と札幌市から来ていただいている医師とで運営をされていると聞きますが、どういう時間帯と配置になっているのですか。

（保健所）保健総務課長

現在の夜間急病センターの運営でございますけれども、夜間急病センターは夜の6時から翌朝の7時まで運営してございますけれども、まずはその午後6時から9時までの3時間につきましては、市内の医師が当番制で対応してございまして、午後9時から翌朝の7時までにつきましては、医師会で契約している医師並びに大学からの派遣医師で対応しているという形になってございます。

中島委員

大学からの派遣医師はなかなか獲得が困難だという話ですが、夜間急病センターについては、今後、安定的にそういう期待ができるのですか。医師の派遣についての問題はないのですか。

（保健所）保健総務課長

医師の派遣のことでございますけれども、確かに、今、地方における医師確保が非常に難しくなっているという中で、今は何とかその体制を維持してございますけれども、今後この体制を維持していくのはなかなか、私はちょっと具体的にはわかりませんが、簡単ではないというふうに感じております。

中島委員

先ほども確認しましたけれども、夜間急病センターというのは、もう緊急の状態では患者が来るところです。そういう夜間急病センターの患者が減っているのは、みんな元気で病気にならなくなったかということ、そうではなくて、

搬送率が非常に高まっていますから、かなりやはり大変な状況になってもなかなか病院に行けない、行かない、そういう傾向が強まっているというふうに私は思うのですが、こういう患者減の状況は、市立小樽病院とも無関係ではないと思うのです。ノロウイルスがはやったからということも患者減の理由におっしゃっていましたが、全体としてのこの医療費自己負担の増額の中で、なかなか病院の窓口までたどり着けない、そういう傾向が強まっていることの一つの反映ではないかと思うのです。そういう点では、この患者減の今後の動向というものを見ていく必要がありますし、また、この収益減の理由の一つとして患者減が大きいわけですから、これとの動きの関係で新市立病院建設、あるいは規模の問題なども検討していく課題になっていくと思うのです。この夜間急病センターとしても医師確保と患者確保が困難で、経営として厳しくなる。小樽市の持ち出しが多くなります。そういうことも新しい病院建設と結びつけて、例えば市立小樽病院の救急部をつかって、そこに市内の医師が交代で救急体制を補完すると、そういうことも含めた体制などの検討も必要なのではないかと思いますが、いかがですか。

総務部参事

新病院についての救急体制と新病院との関係と思いますけれども、新病院につきましては、平成17年11月に基本構想の見直しを行っております。それは、基本構想というのは平成15年度につくったわけです。当然、受ける側としては、24時間365日すべての診療科の救急を受けてもらえば、こんな安心なことはないわけですから、懇話会の中でもそういう話があって、その提言にも含まれて、平成15年の基本構想には、新病院でその幅を広げて救急を受け入れるということ盛り込んだ。ただ、その翌年、16年度から、いわゆる新医師の研修医制度が始まりまして、急速な医師の減少という、確保の困難な状況が全国的に起きてきた。それからもう一方では、やはりその新病院ですべてをやるということに対して、医師の確保ができるのかということと、1次救急から受けて減らした病床の中へ全部収容できるのかということと、今まで市内の全医療機関で取り組んできたこの救急体制をどう評価するのか、そのような意見も出されましたので、そういう中で見直しをして、17年11月に見直しの結果を出しました。その中では、市長の諮問機関であります検討委員会の中には両病院の医師も、医師会からも入っていただいて、小樽市の救急体制をどうするのかと鋭意検討していただいて、答申を出していただいた。新病院も、当然それに沿って見直しを行って、1次救急については、夜間・休日については夜間急病センターを拠点にしてやりましょう。あと、新病院では、2次、3次を中心に、ほかの医療機関で受け入れない部分を担いましょうということでの見直しを行いました。当然、今後も、また救急をその一病院で担う、担えないという問題ではなくて、小樽市全体でどうやって救急体制を維持していくのかということが主眼ですので、また同じような検討委員会になるのかどうか分かりませんが、小樽市の救急体制をどうするのか、それをその都度、経過・状況が変わるごとに検討していった中で出てきた方向に沿って、新病院としては、それに対応して担うべきものは担っていくと、そういう方向にはなるのかと思います。ただ、今、新病院の中で、1次救急も含めて全部担うということは、医師確保も含めて難しいと考えております。

中島委員

医師確保の問題については深刻ですけれども、開業医がみんな救急には協力すると言って、輪番制で詰めているわけですから、そういう協力も得ながら展開する方法も検討する価値があると思うのです。病院問題、救急問題、分けてそれぞれ深刻な状況にするというよりは、あわせてやはり考えていくという課題ではないかと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

自治体会計制度について

私の方から、まず自治体会計制度についてお聞きいたします。

現在、明治政府から始まった自治体会計制度が見直され、政府の方針では企業会計方式で、従来あるお役所体質のよい点、悪い点を明らかにし、よりコストを意識した財政運営にすると聞いております。

また、平成11年度に総務省通達で財務諸表の試行がされたことがあるとも聞いております。現在、目に見えない負債やコストの把握ができないために、本市でも財政危機の状況で、いま一つ私は切迫感がないように見受けられます。例として、これに対して、大分県臼杵市では、ここは人口4万3,000人ですが、平成8年度から企業会計方式で市財政の財務諸表をつくったと聞きます。日本で初めてこのような問題に取り組んだ自治体の一つと聞きます。予算規模で言えば、170億円の自治体で一番大きな効果を上げることは、退職金を負債として財務状況を示す連結貸借対照表、いわゆるバランスシートを作成したということであります。これは、いわゆる財政の節約につながるというものです。将来払うものですが、必ず払わなくてはいけない帳簿上の引当金とするものです。当然、1人や2人なら皆さん方の給料は高いですから4,000万円、5,000万円ですが、本市の状況を考えてみれば、ますます団塊の世代の退職者が増え、財政状況は悪くなる一方だと思えます。

まず、現金主義・単式簿記の特徴と長短所をお聞かせください。

次に、企業会計の発生主義・複式簿記が単式簿記にはない長所、その点をお聞かせ願いたいと思います。

（財政）中田主幹

御存じのように、地方公共団体は市民の方から税金をいただきまして、それを財源にしていろいろな事業を行っております。ということで、営利を目的とする民間企業と基本的に異なっておりまして、そういう意味で、予算というのは、議会で議決をいただきまして、その執行の方を主に重点的な部分として見られる部分がございますので、これまで地方公共団体のその財政については単式簿記というのですか、それで予算の適正、確実な執行に資するこの現金主義がとられたというふうな状況だと思われま。

それと、その単式簿記の決定ですけれども、なかなかその情報量が少ないので、複式簿記に比べてストックとフローに関しての情報の開示部分が少ないという部分が一つあるかと思えます。

それから、一部企業会計の部分をやっておりますので、市全体のその決算状況がちょっとわかりにくいという部分があると思えます。

一方、企業会計はその裏返しということになるかと思えますけれども、病院とか水道の企業会計の方につきましては、まず現金主義でなく発生主義ということで、複式簿記で経理されているという部分が一つ目。それと、比較計算という概念、比較計算というのは、細かく言いますと減価償却とか、繰延資産とか、そういう費用の部分でその会計を経理しているという部分。それと、損益取引と資本取引の区分がされているという、そのような、ほかにもいろいろございますけれども、主にそういうような特徴があるというふうに確認してきております。

山田委員

それでは、減価償却費について手法、内容についてお聞かせ願いたいと思います。

（財政）中田主幹

私も非常に難しくてあまり説明はできないかもしれませんが、減価償却というのは、有形固定の資産、土地、立木、建物ですけれども、それと無形の固定資産の帳簿原価から残存価格を差し引いた部分その耐用年数の期間中に費用として配分する会計手続というふうになされております。

山田委員

いわゆる公共施設の負担を、まずこういうような減価償却、毎年、設備に対しては価値が下がっている、そういう意味では、各世代の人方にも平等にそういう負担をしていただく、こういうような考えにつながる手法ではないかと私は思っております。

それでは、論点を変えて、今までの決算の方法、例えば建物の費用は一度に計上して終わるといいますが、よい

点、またコストが見えるような改善点、この点についてお聞かせください。

また、東京都武蔵野市の例、また群馬県太田市の例もごさいます。わかる範囲でお知らせ願いたいと思います。

（財政）中田主幹

なかなかちょっと難しい問題でございませうけれども、今の一般会計というのは現金主義でやっておりますので、建物を建てた場合には、その支出についてはその当該年度に計上されます。もちろん、複式簿記の場合には、それが減価償却費ということで後年度にわたって費用として計上されるわけですから、その施設の管理・運営とか経費の部分で見ますと、その経費がコスト面で把握しやすいという長所があると思います。それで、東京都武蔵野市と群馬県太田市ですけれども、いずれも総務省で全国統一的なそのバランスシートの作成についてのモデルを平成13年ぐらいに提示いたしました。小樽市についても、それを1回つくってございませう。どちらも、それから多少独自の減価償却の部分の考えを取り入れながら、そういうコストとしての費用を見ながら、財政運営のツールとしていっているというような状況だと思ひます。

山田委員

いわゆる自治体としては、行政上処分ができない資産がほとんどだと私は思ひます。また、多くを存続することが前提で、厳密な資産価値を出さなくてはならないわけではないという観点で私は考えております。現に、この自治体単位では、単なるその赤字や債務超過にならずに、資金繰りさえ問題がなければ運営できる、こういうようなことだと思うのです。特殊な例として、今、全国的にも話題に上っております夕張市の会計手法について、特殊な例としてお聞かせ願ひたいと思ひます。

（財政）中田主幹

昨年来報道されていませうけれども、夕張市においては予算上、一般会計から他会計に繰り出すべき予算を貸付金として措置しておりました。そういう一般会計の出納整理期間中に、次年度の他会計から当該年度の一般会計に償還するということで、年度をまたがった会計間の貸付償還が行われていた。その結果、決算上では赤字が見えない形になっていたということだと思ひます。大体一番大きいのは、観光事業関係の赤字が多かったというふうに記憶しておられます。

山田委員

そうですね。いろいろな形で目に見えない、そういうような会計手法を用いたということですね。いわゆるこのバランスシートは、見方によると個人の相続財産の一覧表と言えるのではないのでしょうか。自治体では、負担や見合った資産を次世代に引き継ぐという点で、市長や議会が資産の有効活用や債務管理のナビゲーター役としての活用、その点についての御検討をお願いしたいと思ひますが、その点についていかがですか。

（財政）中田主幹

今のバランスシートを含めての財務諸表の関係につきましては、昨年度、国の方で、総務省が地方行革指針ということで、3年なり5年以内にそのバランスシート、それから損益計算書、行政コスト計算書なりの財務諸表を整備するというので、方針を立ててございませう。現在、その詳細について国の方で研究会を設けて、いろいろ細部を検討しているということをお聞かせございませう。そういう部分がまた通知があると思ひますので、それに基づきまして、小樽市についても取組を進めたいと思ひますし、それから、その財務諸表の情報公開については、小樽市としてもいろいろ財政の概況とかを示してございませうし、近年、国の方で、平成16年度からは全市町村の財政分析比較表、昨年度からは財政状況等一覧表というようなものを公表してございませう。あと、財政健全化法でも新たな4指標が示される形になってございませう。その辺を含めて、一番いい情報開示の方法を研究してまいりたいというふうに思ひます。

山田委員

東京都では自治体初となる複式簿記システムを22億円かけて、昨年からは稼働していると聞きます。内容的には、

企業のように職員が日々データを打ち込み、財務諸表が格段に早くできるというものだそうです。石原東京都知事は、また、全国で悩む自治体に本当に使いやすい会計システムを無料配布すると聞いております。当市においてもメリットがあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、答弁願います。

（ 財政 ） 中田主幹

今お話しのように、東京都独自の様式をつくって、研修会などをいろいろ行っているというふうに聞いてございます。そういう形のもので、先ほど言いましたけれども、総務省の方でもモデル様式を示すということでもありますので、その辺を含めて検討してまいりたいというふうに思います。

山田委員

平成18年度財産に関する調書について

平成18年度財産に関する調書から何点が項目ごとにお聞きいたします。

まず、工作物です。国体や道内の競技、練習などでよく名前が挙がっておりますジャンプ台についてお聞かせ願いたいと思います。最近では、極端に利用されていないと聞きます。また、市内のジャンプ少年団の練習も、本市ではされておられません。また、かんじきドッジボールなどのイベントも中止となり、ますます宝の持ち腐れになりかねない状況だと思えます。

そこで、このジャンプ台 2 施設の昨年度の使用状況と維持費についてお聞かせください。

それともう一点、当時の建設費及びその施設の耐用年数と今後の施策についてお聞かせ願いたいと思います。

（ 教育 ） 生涯スポーツ課長

ジャンプ台 2 施設の昨年度の使用状況と維持費についてということでございます。

潮見台シャンツェにつきましては、今年の 2 月から 3 月にかけて、道新杯、うしおライオンズ杯、NHK 杯の 3 大会を開催しております、参加としては、344 名の参加をいただいているところです。望洋シャンツェにつきましては、今年 1 月に北海道スキー選手権大会のノルディック種目、これは国体の冬季スキー競技会の北海道予選会を兼ねておまして、これについては 408 名の参加になっております。

維持費につきましては、潮見台シャンツェが、冬期間の簡易トイレのリース料、電気料金等で 34 万 7,000 円、望洋シャンツェにつきましては、平成 18 年度についてはリフト電力ハウスの屋根が大雪でつぶれたということもございまして、これに要した修繕が 199 万 5,000 円、これを含めましてリフトのメンテナンス、電気料金等で 344 万 1,000 円ということになっております。これが、そういう大きな修繕がなく、大会も開催されないということでございますと、基本的には大体 90 万円ぐらいの維持費ということと考えております。

山田委員

ぜひ、そういうような活用をされるよう、今後も御努力よろしく願いいたします。

それでは、また項目を変えまして、無体財産権として著作権が 2 件あるというふうに聞いております。その財産取得の概要と、この著作権、公的なものなのか。公的なものであるならば、この係る継続費用、有効年数と内容と現在の活用状況もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

（ 教育 ） 生涯学習課長

公有財産の著作権についてのお尋ねでございますが、この著作権につきましては、「小樽慕情・祭り」「小樽慕情・雪」という 2 曲の歌の著作権がございまして、

この財産取得の概要ということでございますが、平成 11 年 6 月 12 日に、当時小樽にお住まいでありました小林さんという御夫妻から小樽市が寄付を受けたということでございます。

また、著作権に係る継続費用ということでございますが、現在のところ継続費用はかかってはございません。

また、有効年数につきましては、著作権法の第 53 条で、法人その他の団体が有する著作権の保護期間について定めておまして、これによりますと 50 年間となっております。

この現在の活用状況ということでございますが、本年の 6 月に開催されました市民合唱祭において、この寄贈いただいた曲、「小樽慕情・雪」を披露いたしました。また、もう一点についてでございますが、今年の 8 月 28 日に平成 19 年度北海道都市教育委員会連絡協議会定期総会が小樽市で開催されたわけですが、この日に、市内の桂岡少年少女合唱団の皆さんによって、この曲が披露されたということで、今年度 2 回活用されてございます。

山田委員

本当にこういういい歌があるということ、初めて私も今回の質問で知りました。ますます今後、こういうような活動に役立てるような形でお願いいたします。

最後の項目になります。物品の方から何点かお聞きしてまいります。

近年、廃棄される物品にも価値があるという認識で、リサイクル処理の利用が広がっております。本市でも、市民生活を守り、維持している機械、自動車、船などの物品を活用しておりますが、機械によっては耐用年数が大幅に相違すると思います。

まず、物品について、リサイクルや売払いなど、財政健全化の観点を含めて、どのようになっているのか、また基準と状況をお聞かせ願いたいと思います。

（財政）契約管財課長

物品に関するリサイクルや売払いの状況についてでございますけれども、基本的に、各課から返納される物品のほとんどは長期間使用いたしまして損耗が激しく、再使用や売払いが難しいという状況でございます。ただ、それ以外で、例えば車両などは、種類によりましては中古車でも需要がございますし、また車両として使用できなくても、その中古部品の利用がある場合もございますので、私どもといたしましては、そういった売払いが期待される物品については積極的に売り払っていくということにしております。また、最近では、庁内 LAN を活用いたしまして、各課の間で不要となった物品のやりとりを行ってございまして、物品の有効利用ということに努めてございます。

山田委員

今言われたように、故障したり、破損したりした場合、簡単な修理なら直るとは思いますが、例えば購入費の半分以上、修理費がかさむと予想されるとき、一体だれが判断をするのか。また、物品の購入については、老朽化するまで使用しないで、例えばリサイクル可能な範囲で下取りに出すような工夫をしてはどうか、この見解をお聞かせください。

もう一点、企業にとっては人件費と並んで機械の購入費、維持費が営業経費を圧迫することが常々起こります。今後の本市の施策として、指定管理者制度並びに業務委託や機械、機器のリースが考えられます。そこで、昨年度の機械、機器のリースの状況がわかれば、お聞かせ願いたいと思います。

（財政）契約管財課長

まず、各原課におきまして、物品を修理するとか、新しいものを購入するとかの判断をだれがするかということでございますが、一義的には各課の課長職が物品管理者として所管物品の管理を行うということになってございますので、その判断は物品管理者が行うこととなります。

それから、リース契約についてでございますけれども、こちらの方は初期投資の軽減とか、経費の平準化が図れる、リース期間が終了した場合には再取得や更新が可能であるとか、またリース会社やメーカーのリサイクルシステムを活用できるなどのメリットがございますので、こうしたリース契約の優位性を活用していくことは必要というふうにご考えてございます。

また、リース等の状況でございますけれども、契約管財課としては集約をしてございませんけれども、主に車両、コピー機、ファクスなどの事務機器を中心にリース契約が行われていると承知してございます。

山田委員

このリサイクル可能な範囲で下取りに出すような工夫という部分は、どうですか。

（財政）契約管財課長

一口に物品といいましても多種多様でございますので一概には申せませんが、一般的には、物品を購入した場合には、廃棄するまで使い切ることの方が経費的には一番効果があるというふうに言われておりますので、その更新をする場合の経費と下取り費用、あるいは今後の使用可能期間、使用見込みなどを十分勘案した中で判断する必要があるのでないかというふうに考えております。

山田委員

わかりました。

それでは、財産に関する調書の中には、20万円以上の物品が記載されております。医療機器その他で3,991台、船、車両合わせて167台、合計4,158台の記載があります。この管理でも、たぶん結構複雑になってきていることと思います。今後、こういう重要物品の管理の簡素化、コスト削減のため、例えばこの金額の基準の変更について、私は今の時点でもう少し上げる方向で考えてはいかがかと思いますが、この点について、まず見解をお聞かせください。

（財政）契約管財課長

財産に関する調書における物品の掲載でございますけれども、市の財務会計規則で財産の年度末現在高の調書に掲載する物品は、取得価格が20万円以上のものに限定されておりまして、これは重要物品として処理をしてきております。この20万円以上という基準そのものが相当の期間変更してございませぬので、委員の御指摘のように、今の時代で20万円が適当かどうかは検討の余地があるだろうというふうに思います。ただ一方で、ある年度を境に基準を変更いたしますと、大きな物品が一時に調書から落ちることになりますので、前年度との比較が難しくなるなどの課題もございませぬので、他市の状況などを踏まえまして研究させていただきたいというふうに思います。

山田委員

ぜひ、研究して、コスト削減のため、頑張ってくださいと思います。

最後に、従来からこの予算の使われ方、市民の目が厳しく、監査の方法も厳密になってきております。

20万円以上の物品の調書、また備品台帳では1万円以上と聞いております。また、この管理されております平成18年度における20万円以下のものの物品、備品の廃棄の件数並びに金額を教えてくださいと思います。

（財政）契約管財課長

平成18年度に不用物品として処分した20万円以下の備品ということで答弁をさせていただきますけれども、品目数で言いますと236品目ございまして、金額では1,281万円となっております。

濱本委員

この決算特別委員会に臨むに当たりまして、平成17年度、18年度の会計決算説明書、事務執行状況説明書も18年、17年ということで、ほかの資料もあわせて見せてもらいました。そこで感じたことは、非常に単年度だけの話というか、単年度だけの記載しかないという、ここに先ほどからの話もあるのですけれども、単年度でしか物を考えていないというか、そういうところが色濃く反映されているのかなというふうに思います。言うなれば、この会計決算説明書においても、本当に議員として検証をするという、評価をするということのためには、この決算説明書の中に前期の決算額が書かれていて、それに対してどうか、歳入歳出についてもどうかというところで、本当の18年度の適切な判断ができるのではないかという思いをしながら、今日この場に質問に立たせてもらっております。

平成18年度単年度黒字の要因について

平成18年度の単年度収支については、先ほどからもいろいろ話がありましたが、2億2,470万円の黒字。しかしながら、他会計、言うなれば会社というか、子会社でしようか、そういうところから財源措置をしました。要は、キ

キャッシュが足りないので財源措置をしたということで、それでいくと 2 億 500 万円の赤字ということでもあります。こちら辺についての説明、見解をまずお聞かせいただきたい。

財政部長

単年度黒字の要因とか考え方は先ほど説明したとおりなのですが、全般を通じまして、市税、地方交付税が減少傾向にあります中で、一昨年になりますけれども、平成 17 年度は大変な大雪であったという部分もありまして、経費の方でいろいろ頑張ったのですが、最終的には単年度赤字にならざるを得ませんでした。その部分におきましては、幸運にも 18 年度は除雪の部分についても多少、財政的には救われたということが一つの要因としてはあります。そういうような中で、先ほどの答弁のように、いろいろな財源対策を講じたことは変わりはありませんけれども、最終的に単年度は何とか黒字を確保できたのかと、そんなふうには思っております。

濱本委員

やはりいろいろ歳出の部分では努力をされたことだろうというふうにも考えております。財政再建推進プラン実施計画も平成 18 年 2 月に策定をされまして、そのことによって効果が表れた。しかしながら、効果は表れたのですが、歳入の部分で不測の事態も発生したというか、予測外のことも起きたということで、最終的にはこのような数字になったのだろうというふうに推測するというか、考えております。

それでは、例えば歳入で減少した分、歳出で努力して圧縮をした分というか、それで主立ったもの、代表的なものをお聞かせいただきたいと思います。

（財政）財政課長

平成 17 年度と 18 年度の決算で、その増減の大きなものということで、減少の大きなものということで、まず歳入につきましては、一番大きく減少しておりますのは、諸収入の部分の減少幅が 8 億 6,800 万円と一番大きくなっております。その内容につきましては、国民健康保険事業特別会計の元利収入の分で 3 億 9,000 万円、そのほか中小企業設備近代化資金の貸付金等に係る商工関係の貸付金で 3 億 7,200 万円、これが大きなものになっております。二つ目に、大きな減少としましては国庫支出金が 6 億 7,800 万円減少しております。これは、大きなものとして、そのうちの 3 億 3,500 万円が児童扶養手当の負担金、この部分が国の三位一体改革の中で、国の負担金が 4 分の 3 から 3 分の 1 に減ったということで、その分での国庫支出金の部分が減っております。それから、三つ目に減少の大きいものとしては、地方交付税の部分が 3 億 6,800 万円、普通交付税で 2 億 2,400 万円、特別交付税の分で 1 億 4,200 万円。特別交付税につきましては、先ほど財政部長からもあったように、雪が多かったということで 17 年度については特別交付税が多少措置されたということで、18 年度につきましてはその分がなくなったということで減少しているというふうに考えております。

それから、歳出の方でございますが、減少の部分で大きいのは、貸付金が 17 年度に比べまして 8 億 6,100 万円減少しております。主な中身の大きいものでは、国民健康保険事業特別会計の貸付金、これが 3 億 9,000 万円減少しております。歳入の方でも出てきましたけれども、もう一つとしては、中小企業への近代化の貸付金、その部分で貸付金が少なかったということで、歳出についても約 2 億 9,600 万円ですか、減少しております。それから、二つ目に減少の大きいものとしては維持補修費、これにつきましては 5 億 7,800 万円と、17 年度に比べて減少しております。これはもう、先ほどもありました除雪費です。17 年度に比べまして、この額が減少しております。それから、三つ目に大きな項目としましては、繰出金が約 5 億 100 万円減少しております。これにつきましては、下水道事業会計への繰出金が 4 億 4,500 万円、港湾整備事業特別会計への繰出金が約 2 億 4,000 万円減少しているというものが主なものでございます。

濱本委員

今お聞きすると、収入の部分では、国の方針が変わって、その部分で減って、もう小樽市としてはいかんとも手の出しようがないところでの減収という部分もありますし、歳出の部分に関しては、それこそいろいろな、除雪費

が減ったというのは、私たちの感覚で言うと、変動費がたまたま減っているということなので、自助努力で減ったというのではないので、あまり評価するという話にはならないのですが、それにしてもいろいろな部分で歳出の削減に努力されているのだろうということは、今の話を聞いてもよくわかりました。

財政再建推進プラン実施計画の達成度について

それで、先ほども申しましたが、今回は平成18年2月に財政再建推進プラン実施計画を策定して初めての決算特別委員会であります。そういう意味では、17年度とはまたちょっと色合いがたぶん違うのだろうなというふうには思うのですが、この部分で、この実施計画があったということで、この18年度の決算にどのような影響があったのか、いい意味の効果がどのようにあったのか、またこの実施計画がどの程度達成されたのか、進化したのか、主な事項で結構ですのでお知らせをいただきたい。あわせて金額ベースもお聞かせをいただきたいと思います。

（財政）中田主幹

財政再建推進プラン実施計画の取組の状況でございますけれども、こちらにつきましては、財政再建の取組と行政改革の取組を一体的にやろうということで、この実施計画に盛り込んでございます。

それで、まず主な取組状況を説明いたしますと、民間の力をかりて行政運営を行おうということで、家庭ごみの収集業務の民間委託を拡大してございます。ほぼ全区に近い委託をしてございます。それと、指定管理者制度の導入ということで、福寿荘、いなきた児童館、それから塩谷児童センター、駅前の3駐車場、総合体育館、いろいろな26の施設に指定管理者制度を導入いたしてございます。それと、地域住民とかNPOとの協働ということで、平成17年度からやっていますけれども、「杜のつどい」による地域コミュニティ推進事業なども充実した取組を行ってございます。それとあと、内部的な部分でございますけれども、職員給与とか人件費の関係でございますけれども、まず職員数の関係につきましては、それぞれの4月1日で比較しますと一般会計では17人、すべての会計では約51人、職員数を減らしてございます。それと、職員給与費の削減ということで、17年度につきましては5パーセントの独自削減でございましたけれども、それを18年度に2パーセント拡大して、7パーセントの削減という形で行ってございます。そのほかに、特別職の給与削減の拡大も行っていますし、議員報酬の削減も17年度は年度途中ですけれども10月から、18年度については通年ベースの効果となっております。あとそれから、管理経費関係では、委託業務、清掃とか機械警備のいろいろ見直しをしてございます。委託していたものを自前警備に切り替えたり、清掃につきましては、回数を減らして自分たちで直接掃除をするなど、そういうような取組もしてございます。

それから、各特別会計、企業会計においても、それぞれの事務事業の見直しを進めてございまして、そういう効果が出ているのですけれども、そういう他会計の部分については、18年度単年度で申しますと、効果が大きいものは資本費平準化債という起債を導入して、港湾整備事業特別会計と、それと下水道事業会計への一般会計の繰出金を縮減してございます。そのほかには、行政サービスの、これは公共施設の有効活用ということで、堺小学校を市立小樽病院高等看護学院とかシルバー人材センターに活用したり、それから青少年科学技術館の売却をしたりというようなことをやっています。

そういうようなことで取組を行いまして、決算を見ると人件費は増えているのです。ただ、それは退職手当が増えている部分がございますので、それを除きますと、前年度と比較しますと、職員給与費などで3億円ほどの減となっております。それとあと、事務事業の見直しもいろいろしてございまして、先ほどの人件費を含めて対前年から約16億9,000万円の取組の効果を上げております。

濱本委員

着実にというか、進んでいるのだろうというふうには思うのですけれども、今、小樽のある意味、状況を考えると、もっと加速して進めていかなければならないのだろうというふうにも思っています。

補助金、助成金、交付金について

次に、この何年間か、いわゆる財政の見直しということで支出のことを細かくというか、ゼロベースで積み上げるとまではいかないのしょうけれども、努力をされているのだろうというふうに思います。この会計決算説明書の中にもありますけれども、いわゆる行政としての補助金、助成金、交付金の定義をまずお聞かせいただきたいと

（ 財政 ） 中田主幹

まず、補助金なりの定義ですけれども、今お話にございませんでしたけれども、負担金というものもございまして、それについては法令とか契約等によって地方公共団体が負担することになる部分がある場合は、それを負担金と呼んでございます。それと補助金、助成金はほとんど同じ意味なのですけれども、補助金につきましては、一般的に特定の事業とかを育成とか助長するために、市が公益上必要があると認めた場合に、その相手方の対価なく支出するものということでございます。それともう一つ、交付金につきましては、法令又は条例、規則などによって地方公共団体の事務を委託している場合のことでございます。

あと、大まかに代表的なものは、負担金につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合の負担金とか石狩湾新港管理組合の母体負担金、そういうものが大きなものとしてございます。それと、補助金につきましては、街路灯の電気代の補助とか、そういうものがございまして、それと、交付金につきましては、小樽観光協会に委託してございますけれども、観光案内所の運営の部分を交付金という形で支出してございます。

濱本委員

いろいろな部分で、いわゆる任意団体も含めて、それからそうでないところも含めてこういうものが出ているのだろうというふうに思います。ところが、そういう支出が私は初めてなものですからよくわからないのですが、事務執行状況説明書の中には、こういう助成金とか負担金を出しましたという状況説明はないのです、記載がないのです。ないし、それからある意味では、先ほど説明がありましたけれども、特定の事業に対してそれを育成と言ったらいいのでしょうか、手助けをするという意味の支出の性格だということがあるのですが、私は少なくともこの決算特別委員会に臨むに当たって、補助金ないしそのようなものを出している先の事業報告書なり、それからその先の決算書なり、そういうものが簡略でもいいのですが、オリジナルとは言いませぬけれども、そういうものがほとんど添付されていない。ある意味で、こういうものは支出先に対して、何件あるかわかりませんが、こういうものの事業報告書なり、その相手先の決算書なりの提出を求めているのかどうなのか、そこをお聞かせください。

（ 財政 ） 中田主幹

まず、1点目の事務執行状況説明書への記載なのですけれども、補助金、交付金ということで、一括して載せている部分はありません。ですけれども、全部が載っているというわけでもございませぬけれども、例えば建設関係で言いますと、81ページに街路灯維持管理助成をしたり、街路灯設置助成をしたりとか、そういうような主なものについては記載させていただいてございます。全体が載っていないという部分はちょっと研究していきたいと思っておりますけれども、そういう状況でございます。

それと、その交付団体からの報告書なりの徴収ですけれども、それにつきましては、補助金につきましては一応その流れとしては、相手側から交付の請求をいただきまして、市が指令書というものを出します。その指令書で、目的外に使ってはいけないとか、事業が終わったらきちんとその報告を出しなさいというような形で指令書を出して、請求をいただいて交付する。ですから、事業が終わってからの、一括してまとめたものはございませぬけれども、それぞれ所管部でそれぞれの団体からその実績報告を徴収しているところでございます。

濱本委員

今、説明がありましたように、例えば街路灯の助成というのは、確かにこの中に記載されております。それであるならば、これが金額ベースなのか何なのかは別としても、やはりある一定のルールをつくって、それぞれの部門ごとに、例えば50万円以上とか100万円以上でもいいのですけれども、それぞれの判断で適当とは言いませぬ、適宜な

判断で載せる、載せないのではなくて、金額なりのルールをつくってきちんと載せるべきではないかと思うのですが、これはどこに聞いたらいいいのですか。

（ 財政 ） 中田主幹

御指摘のように、事務執行状況説明書には全部載っていないのですけれども、別途財政部が出して配っている決算説明書、それは一応地方自治法上で言うと、その説明資料としてということで出されています。そちらを見ていただければ、補助事業の件名はわかるような形になっているところでございます。

濱本委員

予算特別委員会でも申し上げたと思うのですが、確かに地方自治法で、これは永久保存版なのかどうか分かりませんが、保存しなければならぬということはわかります。それは重々承知をしております。しかしながら、議会に提出をするというか、私たちにってもらうというか、そのときには、そのことにあまり深く拘泥される必要はないのではないのか。確かに今おっしゃったように、これには載っています。しかし、今説明があったように、街路灯の助成金などは載っております。でも、この決算説明書の中に、いわゆる金額的にいっても結構大きなものもまだ載っております。であるならば、やはりこういうところに、こういう金を出して、こういう効果がありましたということ、やはりこの事務執行状況説明書の中にある意味、胸を張ってうたってもいいのではないですか。

（ 財政 ） 中田主幹

いずれにいたしましても、きちんと支出したもののなりの情報開示といえますか、そういう観点の御指摘だと思いますので、確かに今見ましても、一部載っていて、ほかのところが載っていないというようなところも見られますので、どのような形でできるか別にして、ちょっと調整をさせていただきたいと思います。

濱本委員

平成19年度の決算特別委員会を楽しみにしておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

病院事業会計について

事務執行状況説明書の中に、病院事業会計のことが記載されております。平成18年度の病院事業会計について、17年度との比較で概況の説明をお願いします。

（ 樽病 ） 総務課長

病院事業会計の平成18年度決算についてですが、収益的収支、いわゆる損益計算では、18年度は6億1,100万円の赤字となりました。これにつきましては、17年度に比べますと4億7,500万円ほど悪くなっております。それで、前年度に比べて悪くなった要因ですけれども、支出の方では、給与費とか薬品費で大分節約、節減をしたわけですが、残念ながら、入院収益、外来収益の減少が大きかったために、前年度に比べて4億7,500万円赤字が増えたということになっております。その病院別で言いますと、前年度に比べて悪くなったのは、ほとんどが市立小樽病院の方であります。それで、小樽病院の入院・外来収益が減ったわけですが、その中身につきましては、単価では相当努力をして増えておりますけれども、残念ながら患者数が減ったということが原因でありまして、患者数につきましては、小樽病院では、例えば内科の医師が17年度と18年度で比べますと2名減っております。例えば血液とかリウマチ関係の常勤の医師がいましたけれども、それらが退職しまして、18年度は消化器と呼吸器だけの医師になったということ。そのほか、小児科の医師が2名から1名ということで1名体制になりましたので、18年4月から小児科の入院を休止した。これに伴いまして、やはり産婦人科の産科の方の入院も休止した。それとあと、皮膚科の医師が病気休暇をとったというようなことが原因で、残念ながら患者数が減ったということになっております。

そのほかで言いますと、資金ベースでいきますと、18年度決算で43億円の資金的に不良債務という赤字が出たということです。これにつきましては、会計年度ごとに一般会計から借りていましたけれども、18年度中に一般会計からの長期借入れを最終的に一般会計に返しなさいという指導がありましたので、これで償還したために資金的に

43億円の不良債務が出たということが大きな要因で、資金的に43億円の不良債務が発生したというのが18年度の決算概要であります。

濱本委員

この事務執行状況説明書の97ページの中で、明らかに、ここの記載はいろいろわかりやすいです。例えば3.一時借入金状況、平成17年度末現在高に対して18年度末現在高ということで、対比がされていて非常にわかりやすい。ここで、いわゆる北洋銀行から18年度中に35億円を借りました。小樽信用金庫から9億円を借りました。都合44億円で、今の説明では、これを一般会計へ戻すという意味で借りたのだらうというふうに思います。しかしながら、一般会計から44億円を借りていたときに、支払金利はどうなっていたのですか。市中金融機関から44億円を借りたということになると、支払金利のコストはどちらが安いのですか。

（樽病）総務課長

今、委員がおっしゃったように、金利の関係のこともありますけれども、そういうことで一般会計から借入れをしていたわけですから、それで、今回、銀行から借り入れる金利につきましては、これは短期プライムレートということで、例えば平成18年9月末までは1.625で借りております。一般会計につきましては、平成19年9月28日まで1.0625ということで安く借りられる。銀行から借りているというようなこともありまして、金利につきましては一般会計から借りた方が安いわけですが、これは会計上の適正な処理ということで指導を受けて行ったことですので、その辺の金利負担は高くなって、小樽市トータルとしては金利負担が大変なことになるというか、増えるわけですが、それは会計処理上やむを得ないということと考えております。

濱本委員

その下の欄のところに、有価証券保管状況というのがあります。これが、平成17年度末現在高で1,200万円、18年度末現在高でゼロということになっています。売却したのですか。たぶんこれは額面で載っていて、それでたぶん売却益も出たのかというようなこともいろいろ考えたのですけれども、説明をいただきたいと思います。

（樽病）総務課長

この有価証券保管状況で1,200万円ですけれども、これにつきましては、病院事業の収納事務を取り扱うときに、収納取扱金融機関として、その分は小樽信用金庫ですけれども、そのための担保物件として預かります。その預かった1,200万円の有価証券を病院としては預かっておりましたけれども、このたび、小樽信用金庫の方から国債等から現金にその担保物件を差し替えしたいという申出がありましたので、この1,200万円が保管有価証券でなくなる。ただ、そのかわり、ここには載っておりませんが、現金でその担保として金額を預かっているという運びになっております。

濱本委員

わかりました。要は、預かり保証金。保証金で、キャッシュでなくて国債で預かっていた。それを返還して、今後はキャッシュを預かり保証金として病院事業会計が一時預かりをしているという、そういう理解でよろしいですね。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時10分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

千葉委員

長期継続契約制度について

私の方からは、事務執行状況説明書の中から、2 点お伺いします。

まず、第 1 点目ですが、8 ページにあります事務事業の見直しということで、その中の O A 機器等の賃貸契約に長期継続契約制度を導入したとあります。地方自治法の改正によって単年度契約を長期継続契約により締結することになったと思いますけれども、この O A 機器等とありますが、具体的に何の機器で、また、経費としては、どのぐらいの節減効果がありましたか。

（財政）契約管財課長

長期継続契約制度でございますけれども、地方自治法の改正を受けまして、平成 18 年度より本市でも導入したものでございます。実際に、どのような機器をこの制度で使っているかということでございますけれども、主なものとしてはコピー機、ファクス、車両のリース契約、そのほかに業務委託で機械警備業務、それを長期契約制度ということで使っております。

また、経費的な面でございますけれども、この制度自体が現行で実施している事務を追認するという制度でございましたので、毎年行っていました契約事務が不要になって、発注者、受注者双方とも自己負担が軽減されたと、あるいは受注サイドといたしますか、業者によっては契約の安定性が確保されたというメリットがございますけれども、残念ながら経費的には大きな効果は得られていないということでございます。

千葉委員

経費的な部分での効果が見られていないということでありましたけれども、あとこの長期継続契約にできる機器というのはまだ残っているのですか。

（財政）契約管財課長

今のところ、各原課が行っているこういう機器等の契約に関して長期継続というのは、今申し上げました内容程度だと思います。特に、長期継続に当たりましては、毎年度の契約金額が平準化することが非常に大事でございますので、例えば、賃金など人権費を伴う場合でその契約金額が変動するというのはこの長期継続になじまないということでございますので、基本的にはこういった機器等のリース契約みたいなものが、この制度の対象になるのではないかとこのように考えております。

千葉委員

これに関連しまして、次の経費の節減という欄に、O A 機器、コピー機の賃貸の庁内統一単価を設定したということが書かれてありますけれども、この経費の節減については、どのぐらいの金額になったか教えていただけますか。

（財政）契約管財課長

コピー機の庁内統一単価の設定による効果額でございますけれども、平成 17 年度と平成 18 年度の実績額の比較では、640 万円ほどの削減となっております。

千葉委員

本当に 640 万円という効果額が非常に大きなものだということを感じましたけれども、さらなるまた経費の削減の取組をお願いしたいと思います。

街頭補導について

続きまして、同じ事務執行状況説明書の中の青少年課の方に質問をさせていただきたいのですが、34 ページにあります街頭補導についての状況を見させていただきました。この街頭補導についてなのですが、少年補導委

員341名とありますが、この341名は、どのような方で構成をされておりますか。

（市民）青少年課長

補導委員の構成のお尋ねでございますけれども、私ども青少年課でやってございます補導業務は、少しでもその地域におります青少年にかかわるいろいろな多くの方々の御協力を得ながらやっていくべきだというような観点から、まず補導委員に委嘱をする団体といたしまして、外部団体、大体11団体から推薦をお願いしてございます。主な11団体の内訳でございますけれども、学校関係ということで、まず小・中・高の教員、この関係が35.5パーセントぐらい、それから個々のPTA、こちらの方が24.6パーセント、そのほかの団体といたしましては民生委員、保護司会、更生保護女性会、警察の少年補導員、そういった方々の団体を含めまして37.3パーセントと、こういうような構成割合となっております、補導を実施してございます。

千葉委員

ここに行為別補導内訳というのがありまして、怠学、喫煙、不健全娯楽ということで819名ということがあります。この内訳で、もう少し細かく教えていただきたいのですが、この小学生、中学生、高校生、補導される行為がそれぞれの行為に属しているか、件数を教えていただきたいのです。

（市民）青少年課長

小学生が223名ですけれども、それが行為別ではすべて不健全娯楽、中学校も214名なのですけれども、これも不健全娯楽という補導の件数でございます。それから、高校生は怠学が289件、喫煙が73件、こういった内訳でございます。

千葉委員

不健全娯楽というのは具体的にどのような娯楽をいうのですか。

（市民）青少年課長

不健全娯楽、昔は金銭乱費とかというような区分もあったのですけれども、現在、そういう区分もありまして不健全娯楽ということでやってございますけれども、これは小・中の生活指導委員会で定めてございます児童・生徒に対する決まりです。いわゆる生徒同士でゲームコーナー、カラオケ、そういったところへ入ってはいけませんという決まりがあるわけですが、それに違反して入っていた児童・生徒がそういう補導の対象になるというケースでございます。

千葉委員

人数なのですけれども、合計数で819名となっておりますが、これは延べの人数だと思っておりますけれども、複数補導された生徒も何人かいるということによろしいですか。

（市民）青少年課長

そうです、具体的に何人が重複してその延べ人数の中に入っているかというようなことまでは、ちょっと押さえきれっていない部分もございますけれども、819名というのは年間の延べの補導件数でございますので、そういった考え方でございます。

千葉委員

今日、教員の不祥事もありましたけれども、青少年の育成というのは、本当に地域とか、さまざまな手助けを得てやっていかなければいけないというふうにすごく感じるのですけれども、この実際に補導された児童・生徒というのは、学校、家庭とかに連絡が行くことになっているのですか。

（市民）青少年課長

私ども、少年補導員が毎日巡回している中で、現場で簡単に声をかけまして、その場で「ごめんなさい」ということで素直にその行為を改めるようなケースまでは、逐一報告ということまでしておりませんけれども、やはりいろいろとケースがある中で、これは直ちに連絡調整をした方がいいと判断されるものにつきましては、具体的にい

つの何時ごろ、どの場所で、どういうものがあつたということ、まず学校の方に連絡をさせていただいて、その当日の補導が終わったらすぐ帰ってきて、その日のうちに連絡調整させていただいて、あとは学校の管理職の方へ連絡するものですから、その後の指導というのは、学校内で生活指導を通じるのか、担任を通じるのかということ、お任せしておりますけれども、そういった対応をさせていただいております。

千葉委員

今、学校の方へまずは連絡をするということだったのですが、実際に学校の方へ連絡をした場合に、その補導された生徒に対しての指導とか、ケアというのはどのように行われているのか、教えていただけますか。

（教育）指導室主幹

各学校の方に個別に氏名などが伝わった場合につきましては、その担任、生徒指導担当等で、当該の児童・生徒及びその保護者に対して連絡をとって、対応しているということでございます。

千葉委員

一応連絡を受けた生徒については保護者に連絡をとって、保護者にその行為の説明なり、例えばその指導と申しますが、そういうことをしているということによろしいのですか。

（教育）指導室主幹

個別にそれぞれ相談したり、指導したりということで行っております。

千葉委員

今、不登校とか、いじめとか、さまざま問題になっていると思うのですが、先ほどのこういうことの位置づけを聞きますと、高校生が学校の授業をサボるということが非常に多いということがわかったのですが、単なるサボりなのか、また、さまざまな家庭の事情とか人間関係などで不登校、登校できない生徒なのかということで、非常に悩みを抱えている生徒も中にはいると思うのです。それに対して、学校側として、例えば相談を受けたりということもありましたけれども、青少年課の「本人相談（子ども悩みごと相談）」を見ますと、件数はさほど多くはないので、そのほかの補導された子供というのは、すべて学校できちんと話を聞いて、指導をしているということと考えてよろしいですか。

（教育）指導室主幹

すべての補導された児童・生徒について学校に報告が来ているということではございません。その頻度、又は緊急性、波及性にかんがみまして、連絡が来ている一部の児童・生徒の名前が学校に報告されているという状況でございます。それらの子供につきましては、先ほど話をしたような対応で今後の対策を重ねております。

千葉委員

私が考えますのは、やはり単純にサボることで、全然元気に学校に行ける子供はいいのですが、やはりサボることによって勉強が遅れる、そのことによって不登校が始まるということも考えられますし、人に言えない悩みを抱えている子供もいるということで、やはり補導する側と連絡を受けた学校側での連携というのは非常に大事だと思いますし、また子供が本当に自分の心の悩みを打ち明けられる場というのが非常に必要だと思うのです。ですから、やはり一部の例えば悪質だと思われる方だけが連絡を受けるという状況もありますけれども、例えば学校に連絡しないまでも、補導された子供に対してはその家庭には連絡をするとか、大体授業をサボっている子供というのは、家庭が知らない方がきっと多いと思うのです。ですから、例えば生活習慣を見直す指導をしたり、また違う悩みがあるのではないかと聞いていくことが非常に大事だと思われまして、またこの相談窓口に対しても、やはり青少年課だけではなく、どこに行っても自分のことを相談すればいいかということで、きちんとした相談窓口を定めた方がいいのではないかと考えておりますけれども、見解をお願いいたします。

（市民）青少年課長

私の答弁もまずかったのかと思いますけれども、先ほど怠学、いわゆる学校に行くべき時間に町中において補導さ

れたケースの中で報告をさせていただいたのは高校生の部分の中で、教育委員会所管にかかります小・中の部分では、すべて不健全娯楽の方の区分の中でということで答弁させていただいたつもりです。高校生の補導の中で、不登校の生徒を補導したのだというような確証を持てる部分、具体性というのはなかなかつかまえないわけですが、中にはその学校の方に連絡したときに「ああ、そうですか。そのことについては若干最近学校に来なくなった、不登校かなという心配はしていたのです」というような情報交換はあります。高校は高校の方で、校外生活指導連盟という組織を持っておりまして、そちらの方との連携をとっておりますし、また小中学校と同じように、学校長あるいは教頭、いわゆる学校の管理職を通じまして、いつこういうようなケースの報告がありましたというものをに入れておりますので、高校は高校なりにそれぞれの指導を行っているものと理解してございます。

（教育）指導室長

青少年課長の方から答弁しておりますが、小中学校において授業をサボってゲームセンターに行ったりとか、そういう状況はないと思います。学校を休んだときには、必ず担任が家庭と連絡をとりまして、保護者と連絡をとって、その状況について確認をしておりますし、また不登校の子供たちが学校に来ないでゲームセンターとかに行っているという状況もございません。不登校の理由で報告いただいても、遊びや非行という理由もあるのですが、その理由、遊びや非行で不登校になっているというのはゼロでございます。

千葉委員

わかりました。また、地域で青少年の育成に対しては御尽力いただきたいと思います。

医療費通知書について

もう一点、私の方からは、各会計決算説明書の中から質問したいと思います。

国民健康保険事業特別会計の237ページにあります、この医療費通知経費802万6,020円とありますけれども、この医療費通知書の送付する目的とまた小樽市では年何回送付しているかお聞きをしたいのです。

（市民）保険年金課長

医療費通知でございますが、被保険者の方に医療費がどれくらいかかっているかをお知らせしまして、健康に対する認識を深めてもらう、そういうことで有効であろう。また、保険者にとりましても、事業の健全な運営、そういうようなものに資すると、そのような中から実施しているものでございまして、小樽市の場合、現状年に、二月ごとに6回、通年、それで1年間分を通知しているような状況でございます。

千葉委員

そうしますと、その内容については、どのような項目のお知らせになっているのですか。

（市民）保険年金課長

通知項目につきましては、5項目でございまして、世帯に通知いたしますので、その世帯の中で被保険者が2人とか3人いるという形になりますので、受診者氏名と診療を受けた医療機関、そして診療月、今二月というような形を言いましたもので、何月かその月がわかるような形のもの、受診日数、医療費の額、この5項目でございます。

千葉委員

医療費の額は、実際に払われた金額のみですか。

（市民）保険年金課長

レセプトの数字から持ってきますもので、総医療費というのですが、自己負担分とその保険者が払います、合わせた総医療費というのですが、その10割分でございます。

千葉委員

実際に増加する医療費の中で、その医療費適正化とか、医療にかかった人に対してこれだけ医療費がかかっているのだということで、そういう意味でこの事業を始められたと思うのですけれども、何十年前から行われていますか。いつから行われたかわかりますか。

（市民）保険年金課長

今資料を持ってきていないもので何とも言えませんけれども、ただ実施している自治体自体は、平成17年度で、全国では1,835保険者ありまして、このうちの1,811、実施率にしますと98.7パーセント、そのようなほとんどの自治体を実施している。それにつきましては、厚生労働省の国民健康保険課長の方からも、年度初めに国民健康保険の保険者等への予算編成に当たっての留意事項というような形の通知が来ているのですが、その中でも医療費通知が重要であるという認識の下に、必要な経費を計上しなさいといった通知が来ておりますし、あわせて北海道福祉部長の方からも、その法の運営に当たっての留意事項の中では医療費通知につきましては、1か月の通知6項目を全受診世帯を対象に年6回以上通知しなさいと、そのような形の文書が来ておりますので、私どもはその6回の通知をしているような状況です。

年度の部分のつきましては、後ほど調べて、わかりましたら報告いたしたいと思います。

千葉委員

6回以上という話があったのですけれども、実際には多くはないと思いますけれども、市ごとのその自治体によってはそれを4回にするとか、保険者によっても3回とか、極端なところは年2回、1回というところもあると思うのです。これが、今見たところで昭和57年からやっている自治体もありまして、結局この事業が何の目的で行われたということが書かれてありました。今おっしゃったような内容だと思うのですけれども、結局その目的というのは、その通知を受けた市民の皆さんが、これだけ医療費がかかっている、それであればそれが適正かどうかというのを確認することだと思うのですけれども、2か月後、3か月後にその通知が来ますね。それであれば、今、実際に病院にかかったときにもらう領収書によって自分が適正な診療を受けているか、また適正な薬をもらっているか、余分な薬はないかということで確認ができるような、そういう事業の方に資金を使うことの方が私としては重要ではないかと思うのですが、いかがですか。

（市民）保険年金課長

今、委員がおっしゃったとおりだと思います。それで、病院の方でも、昨年から、領収書の中である程度点数なり、細かい部分が出てきておりますので、ある程度この医療費通知にかかわる部分の形というのですか、整ってきている部分はあるのかと思っております。ただ、私どもの方の部分につきましては、例えば第3回定例会の予算特別委員会でもお話があった部分の安定化計画の一つの項目の中で医療費通知を実施しているかとか、あと国の方から特別調整交付金というような形の補助金をいただいているのですが、その調査項目の一つの中でやはり医療費通知を実施しているかとか、そのような項目もございますもので、やはりその影響を見ながらという部分を考えますと、現時点ですぐなかなかやめるような状況にはないのかと、そんな形で思っております。ただ、国の方でも、そういうふうな動きが出てきておりますので、その部分は注視して見ていきたいと、そのようなことで考えてございます。

千葉委員

今おっしゃったように、一つの事業を行うに当たって、やはりその厚生労働省かどこからこのようにやりなさいと来た場合に、それは年数がたてばたつほどその事業に対して、目的に対してどうかということがやはり重要だと思うのです。今、医療の適正化とか、医療を受ける側にとってその周知がされるかどうかという部分を考えますと、実際に今6回の通知がずっと行われてきていて、その目標に対してどれだけ効果があったかということを考えると、実際に把握されているかどうかというのも聞きたかったのですけれども、来年、特定健康診断とか行われまされども、医療にかかる前の段階、予防に対してとか、医療費に対してのもうちょっと、その領収書を受けた時点での中身について市民の皆さんにこのようになっていくということをお知らせすることも大事だと思います。今、私は廃止すべきだということを言っているのではなくて、6回という回数がどうなのかということも含めて、考えをお聞きます。

市民部長

実はこの医療費通知に関しては、市民の皆さん方も経費をかけて無駄ではないかと、減らせないかという話も正直なところ、市長への手紙でもいただいております。ただ、先ほどから、保険年金課長が答弁しているとおり、国の方でそういったことをしなければ、ある意味でペナルティが科せられることもございますけれども、その中では国から示されておりまして、階層別に今の年代層であれば、国では標準的にこの程度かかっていますとか、しかしあなたはこのぐらいかかっているのですということで、かかっている金額の多寡をある程度見て、自分のかかり方がほかから、標準から見てかかりすぎているのかとか、いや、平均よりは少ないのかとか、ある程度のそういった医療費の額もわかるような形、さらにまた私どももせっかく 6 回通知をするものですから、その通知の中で医療費だけでなく、今、委員がおっしゃるような観点も含めて、我々の方での裁量で文言を足すこともできるものですから、それらについては、私どもの中でも内容も精査しながら出していきますので、また今日の御指摘も踏まえて、そういった、より効果があるような形で、医療費通知を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

千葉委員

本当に、その通知書をいただいた市民の皆さんの声を聞くと、納税通知書でもいろいろ議論ありましたけれども、文字があまり大きくないといった、いろいろな問題があると思うのです。その自治体に合った、本当に小樽市に合った、今、高齢者がもう 3 割になってくるということを考えると、6 回送って、本当にそういう効果があるのかどうか、また今おっしゃったように、例えば病気予防や医療費に対して、わかりやすく説明をつけるなど、そういう部分で有効に活用していただきたいというふうに思います。

高橋委員

不用額について

私の方からは、不用額について質問いたしたいと思います。

まず、決算説明書 17 ページ、歳出の総括表が載っております。この中で、不用額の欄が一番右端にあるのですが、1 億円以上のものが 4 科目あるわけです。まず、この平成 18 年度の不用額の 1 億円以上のそれぞれの科目の主なもので結構です、どういう内容だったのかということ、民生費、衛生費、商工費、土木費でお願いしたいと思います。

（財政）財政課長

不用額の主なものということですが、民生費につきましては、介護保険事業特別会計への繰出しで 6,400 万円程度、それから国民健康保険事業会計への繰出しが約 6,000 万円、あと生活保護費などの扶助費関係で約 3,000 万円、民生費に関しては、扶助費関係や自立支援関係などの科目で不用額が出てございます。それぞれの項目を見ますと、五、六百万円程度のものが 10 数科目ぐらいございます。

衛生費につきましては、老人保健事業特別会計への繰出しが約 5,500 万円、病院事業会計への繰出しが 5,000 万円、健康診査事業費としての不用額として約 1,000 万円ございます。

商工費の不用額につきましては、中小企業経営安定健全化資金への貸付金が 2 億 7,800 万円、中小企業設備近代化合理化資金への資金貸付金が 2 億 5,500 万円、これが主なものでございます。

土木費につきましては、除雪費で 1 億 3,700 万円、それから共同住宅建設資金の貸付金で約 7,500 万円となっております。

高橋委員

今の説明ですと、民生費、衛生費については繰出金が多いというふうに伺いました。なぜそういうふうになるのかということ、これを概略で説明していただきたいと思います。

財政課長

国民健康保険事業特別会計にしる、老人保健事業特別会計にしる、そういう会計につきましては一定程度、元が保険の給付費になるものですから、その辺の多額の給付費を見込む中で、それらの会計で予算を計上しておけば、当初予算である程度余裕を持った形でつけておく必要があるかと思えます。それに伴って、一般会計においても繰出し分を計上していくわけでございます。

高橋委員

直近 5 年間の平成 14 年度までさかのぼって、その不用額を確認してみました。民生費、衛生費ともに大体 3 パーセント前後の不用額というふうに思えます。今、財政課長がおっしゃったようなその余裕といいますか、若干の余裕を見て算出しているというふうに思っているわけですが、気になったのが商工費です。

それで、商工費について伺いますけれども、平成 14 年度と平成 18 年度の不用額の比較、それから状況について、この 5 年間の推移も含めてお知らせ願いたいと思えます。

（経済）産業振興課長

商工費の不用額についてのお尋ねでございますけれども、平成 14 年度から申し上げますと、予算額が約 33 億円に対して不用額が 6 億 2,000 万円、割合にいたしますと約 19 パーセントでございます。平成 15 年度は、約 29 億円の予算額に対して不用額が 3 億 9,500 万円、割合で約 15 パーセントです。平成 16 年度は、予算額 27 億円に対して不用額が 1 億 4,400 万円、割合で言いますと約 5.4 パーセントでございます。平成 17 年度につきましては、予算額が約 26 億円、不用額が 1 億 9,700 万円ということで、割合で言いますと 7.6 パーセント、18 年度で申し上げますと、予算額が約 25 億円に対して不用額が 5 億 6,000 万円、割合で申し上げますと 22.3 パーセントというぐあいになっております。

高橋委員

毎年度の予算額については、どのようにして決められておりますか。

（経済）産業振興課長

商工費の不用額でございますけれども、決算説明書で申し上げますといわゆる貸付金ということになってございますけれども、市が有しております中小企業向けの融資制度の原資を金融機関に年間を通じて預託をしているものでございまして、これを決算上、貸付金というふうに申してございます。この貸付金を算定する場合には、前年度の融資の残額に当該年度の想定される貸付金額を上乗せしまして、それに一定率を掛けることによって、その年の貸付金というものを決定してございます。

高橋委員

当初予算額に対しての不用額の率は、今出していただいたとおりだと思います。気になるのは、平成 14 年度、予算額が 34 億円で不用額が 6 億円、平成 18 年度、予算額が 25 億円で不用額 5 億 6,000 万円。予算額が減ったにもかかわらず不用額が変わらないという実態、これはどのように経済部としては把握しているのか、その見解をお尋ねします。

（経済）産業振興課長

今の御質問の中に、平成 14 年度と平成 18 年度の不用額についてのお尋ねがございました。先ほども答弁を申し上げますけれども、この貸付金の算定に当たりましては、前年度の貸付けの残高、いわゆる実績とその年度中に借りられるだろうという貸付金を予想しながら、その貸付金を算定しているわけでございますけれども、平成 14 年度で申し上げますと、平成 12 年度から 13 年度にかけて新規の貸付けが伸びてございました。これを考慮する形で予算を組んだわけですが、実際には 14 年度の新規の貸付けが予想を下回ったということで、不用額が約 18.9 パーセント増えているというふうに考えております。

それから、平成 18 年度の不用額が約 22.3 パーセントになってございますけれども、実は平成 16 年度に私どもの融資の主要な制度でございます中小企業特別資金（マルタル資金）というものがございまして、融資の限度額を 1,000

万円から2,000万円に上げました。そのことによりまして16年度から17年度にかけての新規の貸付けが増加したということで、それを見込む形で平成18年度の予算を組んだわけですが、16年度と17年度の反動が出たような形で新規の貸付けが若干落ち込んだということで、不用額が約22.3パーセントというふうに認識してございます。

高橋委員

貸付金額を見ると、借りづらくなってきたのか、若しくは各業者の体力がなくなってきたのか、ある程度その市としての分析も必要かというふうに私は思っております。この点については、どのように考えていますか。

（経済）産業振興課長

この貸付金額が少し落ち込んできていることについて、私どもが若干考えていることがございます。

一つには、市内の金融機関におきまして取扱いをしていただいておりますこの融資制度というのは、市の融資制度だけではなくて、国あるいは道の融資制度も金融機関の方ではあっせんをしているという状況になってございます。近年、この国あるいは道の融資制度も拡充をしてきておりますし、特に大口の融資で申し上げますと、例えば中小企業特別資金（マルタル資金）で申し上げますと、市の上限額というのは2,000万円になってございますけれども、道の上限額というのは8,000万円になってございますので、大口の融資先はやはりそちらの方に流れていくのではないかとということで、他の融資制度を使っているというケースが一つ想定されるのではないかとこのように思っております。

それから、二つ目の要因でございますけれども、私どもでは定期的に市内の金融機関に問い合わせをいたしまして、市内の経済状況とか、あるいは原油高騰にかかわる影響、そのようなものを調査させていただいておりますけれども、直近の7月の調査結果で申し上げますと、やはり各金融機関の反応でございますけれども、市内の景気が低調、横ばいか下降ぎみ、あるいは落ち込みを感じているというふうなことで、おおむねいい結果が出てございません。こうした調査結果から申し上げますことは、市内の経済活動が全体的に活発化していない、そういう状況の中で、市中の資金需要が少し低調になってきているのかというようなことで、二つほど原因として私ども認識しているところでございます。

高橋委員

そうしますと、今後の商工費の考え方をやはりある程度修正、若しくは変えていかなければならない状況に来ているのかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがですか。

（経済）産業振興課長

私どものは、国とか道の制度と比較をいたしますと、融資限度額に格差がある、そういう中で、多くの中小企業の皆さんにとりまして、私どもの融資制度が必ずしも使い勝手が悪いものだというふうには考えてございませんけれども、年に2度、中小企業者の皆様を対象にいたしまして施策説明会、そういったようなものを開催いたしまして、私どもの融資制度なり、その他の施策などを説明をさせていただく機会を設けてございますので、そういった中で、一定程度利用者の御意見なども聞きながら、今後の融資制度については考えていきたいというふうに考えております。

高橋委員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思います。

新しい歳入の確保について

次に、平成18年度事務執行状況説明書の8ページから9ページにかけてですけれども、行政改革の関係ということで、「新たな歳入の確保」というものが載っております。アとイ、それぞれ封筒の広告とか、ホームページの広告等、継続をやってみたり、新規のものもあるのですか。18年度の内容と新しい歳入の金額について示してください。

（ 財政 ） 中田主幹

新たな歳入ということで、広告料収入に係る部分でございますけれども、従前からやっていたものとしましては広報おたる、ホームページのバナー広告と観光情報誌、滑り止め砂袋、小樽市総合体育館の看板、そういうものをやっています。

そして、17年度から取組を始めたものとしたしましては、文学館・美術館の共通入館券に広告を導入してございます。18年度新たにやったものとしては、男女平等参画の情報誌の「ばるねっと」で約4万8,000円、市民税の納税通知書がそれも4万3,000円ほど、能楽堂のパンフレットが11万円ほど、そういうようなものになってございます。

総体的に17年度と18年度を比較しますと、水道局でも広報誌などに広告を入れていますので、それを含めて答弁しますけれども、17年度では約680万円の広告収入がございましたけれども、18年度につきましては約800万円ということで、約120万円の増となっております。

高橋委員

この120万円プラスの主な要因は何ですか。

（ 財政 ） 中田主幹

先ほど話した平成18年度から新たにやったもののほかに、広報おたるとホームページバナー広告で前年度と比較しますと、18年度は約100万円ほど増になってございます。それと、「きらっと小樽」という観光情報誌ですけれども、それが前年度と比較しますと38万円ほど増になっています。それと、少なくなりますけれども、滑り止め砂袋で4万2,000円ほど、そのような状況でございます。

高橋委員

今後の見通しとしては、大体同じように推移していけるだろうという見込みがありますか。

（ 財政 ） 中田主幹

なかなか大きな広告料収入のものはちょっと難しいと考えていますけれども、こういう形で地道に少しずつ積み重ねていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

企業債借換えと資本費平準化債導入の効果について

次に、「特別会計・企業会計の収支改善」ということで、この中にあります企業債の借換え、それから資本費平準化債を導入したということがあります。港湾整備事業特別会計と水道事業会計と下水道事業会計、これについて、内容と金額、効果についてお知らせください。

（ 財政 ） 中田主幹

まず、港湾整備事業特別会計ですけれども、前年度と比べて、繰出金として約2億4,000万円ほど落ちています。この内容は、今、委員がお話になった平成18年度に資本費平準化債を港湾整備事業特別会計で約1億3,540万円借り入れてございます。下水道事業会計の方では、繰出金が前年度と比較いたしまして4億4,500万円ほど減になってございます。

その主な効果としたしましては、資本費平準化債の導入が大きいのですが、資本費平準化債の拡大分ということで約4億470万円ほど、資本費平準化債を借りているということになってございます。

高橋委員

わかりました。

資産ストックの有効活用について

次に、「資産、ストックの有効活用」ということで、イ.旧青少年科学技術館跡地等を売却ということで、「等」がついていますので、複数あると思います。主なもので結構です、その面積、金額、合計金額をお知らせください。

（ 財政 ） 契約管財課長

平成18年度に売却した土地・建物ということでございまして、一つは、今お話に出ました旧青少年科学技術館の土地・建物でございます。これは、土地が1,606平方メートルございまして、土地と建物合わせて4,210万円ほどの売却額でございます。

それから、その他といたしましては、公園通の消防署の車両整備工場の隣接地、今マンションが建ててございましてけれども、この土地が227平方メートルほどございましてけれども、こちらが2,000万円ほど、それから国道沿いにございまして旧消防署の真栄出張所の敷地が449平方メートルございまして、2,600万円ほどになってございまして。

それから、合計でございましてけれども、土地の面積で2,680平方メートル、それで土地の価格といたしましては8,705万円、建物が624万円でございます、土地・建物合わせますと9,329万円となっております。

高橋委員

それで、いろいろ御苦労されてこういう資産の売却等を考えてきたと思いますけれども、大体状況としては、売れるものは売ってしまったというような内容ですか。それとも、まだまだ判断として売れるものはあるのだという状況なのか、その状況について教えてください。

（ 財政 ） 契約管財課長

遊休地等の売却につきましては、財政再建推進プランの中で位置づけられてございまして、一定の面につきましてはほぼ順調といえますが、売却を進めてきております。その中で、今、残ってございましてのが、旧事業内職業訓練センター、それから稲穂の駐車場、商工会館跡地ということでございまして、私どもで所管しているものとしては旧事業内職業訓練センターがございましてけれども、これは年内に売却に向けた作業を進めていくというふうに考えてございまして。

高橋委員

そうしますと、決算ではあまり今後という話にはならないと思いますけれども、これからその財政健全化計画を推進するためにあとの程度予定をしているかというか、見込みがあるのか、金額は別にして、売れそうなもの、どのぐらいの面積があって、どの程度考えているのか、その内容、把握している程度で結構です、お願いします。

財政部長

今年の財政状況を含めまして、これからの財政健全化計画がどのような形で見直す必要があるのかを含めまして検討しておりますけれども、その中で現在のところ、その売却資産の具体例というところは、事務方でいろいろ候補を挙げていかなければならないと思っておりますけれども、現在、数字上でこれだけ予定しているということにはございません。ただ、今も例示がありましたように、一定程度その目的を達した施設とか、もう建物が取り壊された跡地、そういうものもありますので、あるいは土地開発公社等々で抱えている土地などもありますので、可能な限り、近々の売却はなかなか難しいと思っておりますけれども、可能なものについては売却の方向も考えていきたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

私の方からは、各会計決算説明書を基にして話を進めていきたいというふうに思います。

決算の中で、いろいろな指標が出てきますので、その辺のところを一定程度確かめて、その動向を踏まえながら平成18年度決算の総括をしていきたいというふうに思います。

義務的経費と投資的経費について

それで、まず4ページにあります、いわゆる決算に必ず出てきます性質別経費です。ここのところは、その市の

持っているいわゆる力といたしますか、その辺のところの色濃く出てくるというふうに思いますので、ひとつ確認させてください。よく引き合いに出されるのが義務的経費と投資的経費とそのほかというふうに分けていて全道との比較と、こういうふうになるうかと思えますけれども、その分けの部分で、人件費、扶助費、公債費は義務的経費と押さえてよろしいですか。

次に、投資的経費という部分については、下から 4 項目めのいわゆる普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費が入るのか、そのほかはその他と、こういう分けでいいのかどうか、教えてください。

（財政）財政課長

この性質別経費の分けということでございますが、委員がおっしゃったとおり、人件費、扶助費、公債費については義務的経費と呼ばれております。当然、人件費では払わなければいけないという、扶助費につきましてもその負担割合が決まっております、その中で払わなければいけない。公債費につきましては過去の建設事業とか、それらにかかったときに市債として発行した額の償還金ということです。

それで、そのほかの分けの仕方なのですが、それぞれ市町村によって違う分け方をされているのかという面もございますが、一応総務省の方での決算の公表のとき、また北海道の市町村会で公表している分けとしましては、先ほど委員からありましたとおり、大きく分けをしますと義務的経費、今言った三つの経費になります。それと、委員が先ほど説明の中でおっしゃってございました普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費を投資的経費として扱ってございます。それで、残りのその決算書の 4 ページでいきますと、物件費、ほかの経費につきましては、一応総務省でのその他の経費ということで一つのくくりの中で決算の状況を説明するときには、そういう分け方をしてございます。

佐々木委員

それで、ここに書かれていますように、義務的経費が財政のいわゆる硬直化を表す指数だというふうには聞いているのですが、ちなみに義務的経費の平成 18 年度をさかのぼることの 3 年ぐらいの数値、現状、それから投資的経費の事業費の関係で言いますと、18 年度は何パーセントにあるのか。それから今言ったその他の部分でくることができればその数字を教えてください。

（財政）財政課長

まず、先ほどありました、その義務的経費、人件費、扶助費、公債費、この推移でございますが、平成 16 年度決算では約 366 億円、決算の構成比にしますと 53.9 パーセントです。平成 17 年度の義務的経費につきましては約 329 億円、構成比で 51.7 パーセントでございます。それで、平成 18 年度につきましては約 329 億円で、52.9 パーセントとなっております。

次に、投資的経費につきましては、平成 16 年度は約 28 億円、構成比で言いますと 4.2 パーセント、平成 17 年度は約 15 億円、構成比にいたしますと 2.4 パーセント、平成 18 年度は約 15 億円、構成比につきましては 17 年度と同じ 2.4 パーセントとなっております。

先ほどありましたその他につきましては、合計した数値を今持ち合わせておりませんので、御了承願いたいと思います。

佐々木委員

そうすると、義務的経費はちょっと問題になってくる部分でありますけれども、これが 52.9 パーセント。この傾向は、ほぼ 3 か年を見ても、ほとんど 50 パーセントを超えている。幾分、40 パーセントのところがあったと思います。それに比べて、投資的経費が今 2.4 パーセントではなかったですか。過去にさかのぼれば、この投資的経費はどの辺までなるのですか。

（財政）財政課長

今、平成 14 年度までの資料しか持ってございませんが、平成 14 年度で投資的経費は約 5.5 パーセントになってござ

います。過去にさかのぼれば、平成の一けた時代など、投資的経費がかなりあった時代の構成比につきましては、申しわけございません、平成 5 年度当時で、普通建設事業で約 122 億円となっておりまして、事業ベースで比べるとかなりの増ということでございますので、構成比につきましては計算してございませぬけれども、率的にはかなりの率になるかと思えます。

佐々木委員

私の方で、各会計決算説明書の 4 ページと、もっている財政の概況のところと整理した形で質問させていただきました。

そこで、小樽市の場合については、いわゆる非常に苦しい財政というのか、大変義務的経費が多いということで硬直化していると、こういうことでくられるのではないかというふうに思うのです。

それで、もう一つ決算ベースでよく話に出てくるのが、財政力指数というのがございますね。財政力指数の 18 年度決算から見る数値を全道比較の中でわかりますか。

（財政）財政課長

財政力指数につきましては、原則その 3 か年平均の数字を使ってございます。それで答弁させていただきますが、小樽市の平成 18 年度の財政力指数につきましては 0.471 となっております。

それで、全道 35 市の中での位置づけなのですが、函館市と同じ数字なので、全道でいくと 13 番目の数値となっております。

佐々木委員

それから、公債費比率の関係です。公債費比率の平成 18 年度決算から見る小樽の指数と全道比較を教えてください。

（財政）財政課長

公債費比率につきましては、小樽市の数値が 20.2 パーセントになってございます。数値が高ければ、この比率が高ければ、公債費に充てられる一般財源が多いということで、財政的には非常に厳しい方の数値になるのですが、全道のこの数値の高い方からの順番でいきますと、7 番目となっております。

佐々木委員

それから、問題になっています実質公債費比率の平成 18 年度の数値と全道比較を教えてください。

（財政）財政課長

公債費比率につきましては、小樽市が 20.2 パーセントになってございます。全道ではどうかといいますと、9 月 7 日ですか、北海道の方で実質公債費比率のその速報値ということで公表されてございます。それからいきますと、これも数値の高い方、要は悪い方から、35 市の中で 9 番目になってございます。

佐々木委員

小樽市の起債制限比率については、平成 18 年度決算の数値と全道比較を教えてください。

（財政）財政課長

起債制限比率につきましては、小樽市は 16.1 パーセントで、全道と比較しますと、これもちょっと悪い方からの数値になってしまうのですが、最後から数えて 7 番目です。

佐々木委員

それが今小樽市の持っているいわゆる指数で、非常に厳しい状況にあるということで、あわせて財政健全化計画の中で非常にシビアになってくる指数が 4 指数あります。これは平成 18 年度決算の中では触れていないのだろうというふうに思うので、それ私の方で冒頭に申し上げましたように、18 年度決算のいわゆる総括という観点で、小樽市の持っている財政から考えて、平成 18 年度決算の特徴というものと、今後の財政運営の見解をお聞きしたいと思います。

財政部長

決算の特徴ということになりますと、ここ何年間ずっと累積赤字を抱えた中での財政運営でございますので、特段平成 18 年度で大きく収支が改善したということではございません。そういう意味では、大変苦しい財政運営が続いた結果であったという気はしております。先ほどのように、形上は単年度収支は黒字を出しましたけれども、先ほどから議論がありましたとおり、一定程度の財源対策をした上での黒字でございますので、実質的には大変厳しい財政運営が続いて、18 年度からの財政健全化計画が今なかなか厳しい船出と申しますか、スタートかというのが正直なところです。

今後の財政運営、何とか予算特別委員会でも議論いただきましたけれども、普通交付税の予算割れがかなり出ておりますので、その部分の、まず今年度について、端的に言いますと、その財源手当が一番確実かなというのが 1 点ございます。それを踏まえまして、何と申しまして、財源の半分ぐらいを既に依存している団体でございますので、今年の交付税が下がったということによりまして、来年度以降の財政運営はやはりそれなりに財源を厳しく見ざるを得ないという状況になっております。先ほども申し上げましたけれども、現在の財政健全化計画を見直さなければならぬものかどうなのかを含めまして、今後の財政運営をやって、また来年の予算もそこまで近づいてまいりましたので、どんなことが可能なのか、その辺についての見直しはしていかなければならないというふうに思っております。

佐々木委員

とにかく結果的に 3 年連続赤字、こういうことですね。それを踏まえて、最後に、市長の方から一言コメントをいただきたい。

市長

今、財政部長からも答弁しましたけれども、やはり何と申しましても地方交付税の削減が一番大きいのです。平成 16 年度からの 3 年間の 20 数億円の交付税削減があったわけで、この部分については、私どもも国に対して要望しております。これは小樽市だけではなくて、どこもそうですけれども、実は今年の 6 月ですか、北海道市長会があって、総務省から課長が来ていましたので、私も質問しまして、どうも国が大変な財政状況だけれども地方は楽をしていると、そういうことを言われるけれども、何を根拠にそういう話をしているのかと確認したのです。それは確かに東京、愛知、大阪近辺では非常に大企業があって、税収が上がって、財政状況、それこそ財政力指数が 1 を超えているというところがたくさんあるわけですが、一方ではまた、大阪府のように職員に背広を配ったとか、そういうことがあって、どうもその中央にいる議員は、地方は楽していると、そういう印象が強い。したがって、ぜひ地元に戻ったら、それぞれの国会議員を通して、そういった地方の苦しい話をぜひ中央に上げてください。総務省が、私どもからいろいろ話を聞きますけれども、議員からは上がってきていないということなので、ぜひそれぞれの所属の議員にその苦しい現状をお伝えしたいという話がありました。

これは、私も今、地元の国会議員等にもそういう話はしていますし、いずれにしても地方交付税はこれから増えるという要素はありません。そのため、私どもも今の財政健全化計画で毎年 1 パーセント減るだろうという予想を立てていますが、予想をはるかに超える削減ですから、これを何とかしなければ、一般財源の半分が地方交付税ですから、交付税の削減というのが一番財政の運営に響くわけですので、そのあたりをひとつ我々も工夫をしながら今後の財政運営をしていかなければいけないと思っておりますし、それから何とか地元の企業の皆様方に頑張ってもらって、少しでも税収を入れてくれるような、我々もそういった支援をしていきたいというふうに思っています。いずれにしても、ここ数年は大変厳しい状況が続きますので、あらゆる手法を用いて、最悪な状況にならないように努力をしていきたいと、そのように思っています。

佐々木委員

今回、10 月 1 日付けで、広報おたるの方に載っておりますが、これはシリーズで財政再建関係を含めてずっと載

っていますね。テーマは、やはり市民にわかりやすい情報を提供しようと、こういうことで取り組まれ、その結果、市民も関心事になっていくのではないかというふうに思っています。年々変えられて、中身が非常にわかりやすいというか、そういうことになっていますけれども、予算、決算で金のことについては非常に難しい言葉が飛んでいるので、さっき解説してもらいました。

それで、平成18年度実施した主な事業というのがここに載っております。先ほど濱本委員の方からもあったし、他の委員からもあったのですが、いわゆるこの決算書の説明の仕方やはりわかりやすく丁寧な説明の仕方やってほしいというふうに3年ぐらい前から指摘してきました。そのため平成18年度に実施した事業が詳しくここに載っています。これで十分かどうかというのは、紙面のスペースもありますから、そのところは難しい面もありますけれども、今言ったように、限られたスペースの中での盛りつけ、それから予算、決算の仕方等もまた工夫しながらできるのではないかというふうに思います。

障害者自立支援法に関連して

それで、私の方から質問の部分で、この主な事業の中で、私の方で何点が聞きますから、事業計画する事前評価と事後評価というのが大変重要であり、決算が次の予算に生かされるという観点から、それぞれ行った事業についての、最終的には事後評価をどうしたかということに絞って答えてもらいたいというふうに思います。

それで、7ページの障害者自立支援法関係のところ、新規事業ということで述べられています。今まさに国会でも問題になっているこの障害者自立支援法は、自立支援でなくて障害だというふうに国会でも問題になって、一部変更があった中での要旨がここに書かれておりますけれども、まず指摘されている問題は、平成18年4月施行の障害者自立支援法には大変問題があるということで、第2回定例会でも出ましたけれども、まず一つには障害者が重度ほど負担が重くなる応益負担、定率、一律負担。それによりサービス利用の中止や、制限に追い込まれ、引きこもりや一家心中も見られる。あわせて、施設事業者の方も日額払い方式と報酬単価引下げで急激な収入減、人員削減や給与引下げ、施設閉鎖や新規計画のとんざ、サービス低下も増加している現状にあるというふうに聞かされてきております。そういう中で、施行1年足らずのうちにまた、政府与党の方も含めて、障害者の危機状況に多少特別支援手当みたいなものが配られておりましたけれども、そういう状況にあって、このいわゆる小樽市が掲げている支援関係についてコメントいただきたいというふうに思います。

まず一つ目には、予算、決算の関係での不用額を出しているその状況について説明してください。最初にあります障害者計画実施策定事業100万円の予算が43万3,000円というふうになっている点について説明願います。

（福祉）地域福祉課長

障害者計画及び障害福祉計画策定事業という100万円の予算に対して43万3,000円、これにつきましては、当初予算では、計画書を印刷業者に発注するというのでの予算立てをしてございましたけれども、なるべく予算を使わないといいますが、事業費節減という中で、自前でつくったということで、こういう不用額という形になっております。

佐々木委員

今、製作費用を発注しない、そういう努力をしたということです。

それから、システム導入関係は、これはほとんど予算計上どおりだというふうに押さえますが、障害者程度区分認定関係は実際に作業としては、介護認定のフローと同じような流れで行っているのではないかというふうに言われていますけれども、この部分について説明をお願いします。

（福祉）地域福祉課長

障害程度区分認定関係ということで、認定調査員経費と障害者給付認定審査会経費と2本載っているわけですがけれども、中身的には1次判定ということで、認定調査をする調査員に係る経費、同時に主治医の意見書というのを出してもらうのですけれども、意見書を書いてもらうときにかかる経費、それからその認定調査をもとに2次の審

査会というのを開いて、最終的な各区分け、認定審査会の経費ということなのですが、いずれも共通して言えることなのですが、旧体系から新体系への移行というのが思ったほど進まなかった。3年間の経過措置の中で移行していけばいいという中で、予想したよりも新体系に移行しなかったという中で、そういう意味では審査判定をする人数が当初見込んだよりも少なく済んだ。それによって、それぞれ認定調査にしても、主治医の意見書にしても、審査会にしても少なく済んだと、そういうことになっております。

佐々木委員

負担軽減関係のところ特に大きいものが、社会福祉法人等減免事業補助金が不用額を出していますけれども、それについて説明願います。

（福祉）地域福祉課長

これにつきまして、正直申し上げまして、予算を組む段階で対象人数とかが非常につかめないという状況でした。というのは、この社会福祉法人減免に該当する方というのが通所施設利用の方で、いわゆる低所得者の方という部分ですので、どのぐらいの人数が果たして対象になるかというのがちょっとつかみきれないという部分で、非常に多くアッパー的な数字で見積もったという部分がございます。それともう一つ、社会福祉法人減免ということで、法人の方がこれを減免しますというふうに言わないと、減免にならないという制度なものですから、そういう中で、小樽市内は全法人に適用したのですが、地方では小樽市の方が利用している施設でも、社会福祉法人減免を適用していない施設というのも結果的に何か所があったようになっています。そういう中で、予算段階では全部の事業所が適用するというふうに考えましたし、それから人数的にも結構アッパー的な数字で見積もったために、およそ900人、予算の見込みよりもこの制度を使った人が少なかったという、そういう結果になっています。

佐々木委員

では、感想で結構ですから、先ほどの国の予算と動向とあわせてお願いします。

（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃったように、この障害者自立支援法にはいろいろと御指摘がありまして、応益負担から応能負担、あるいは施設の日額制の導入等々ということで、平成19年度に入りまして特別対策事業等々で政府もいろいろ対策をしているという法律になっています。そんな中で、18年度ということで限って話させていただきますと、応益負担なり日額制なりという中で、利用者のサービス利用の抑制というのが非常に心配されたというふうに認識しております。そういった中で、7ページにも出ております負担軽減関係ということで、小樽市としても厳しい財政状況の中、地域活動支援センター事業費の補助金ということで、地域活動支援センターを使われる方に対しては、利用者負担を取らないという政策とか、あるいはさくら学園の利用者負担につきましては、3年間の経過措置ということで軽減措置をとった、あるいは児童デイサービス利用者の方に対して半額の補助というようなことでやらせていただきました。その結果といたしまして、完ぺきに利用抑制を押しえられたというふうには決して思いませんけれども、例えば居宅系のサービスというのが、導入前の18年3月と19年3月を比べますと、18年3月の利用者が310人だったのに対して、19年3月は居宅系のサービスと地域活動支援センターの利用料を無料にしたものと合わせますと376人ということで、利用者の数としては増えるという結果になってございます。利用日数の抑制が多少あったのかもしれませんが、私どもの苦しい財政状況の中でやったことの効果というのもあったというふうに考えている次第でございます。

佐々木委員

ふれあいパス事業について

それでは、次の項に行きますが、7ページのふれあいパス事業のところ触れていきたいと思っておりますけれども、ここに、記述の部分については、いわゆる逆な現象が起きています。1億6,000万円のところが1億5,000万円。この恐らくその数の違いがあるのだらうと思っておりますけれども、この事業の事後評価について教えてください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

ふれあいパス事業についてでありますけれども、金額と決算額の数値の違いにつきましては、平成17年度から回数券方式を導入しております、17年度当初は回数券を大量に購入していただいたという形で、年度途中で余った券をどうするのかというような御意見もいろいろございました。そういう中で、年度を超えても1年間、期間を延長しようということで事業を進めております。そういう形の中で、17年度に買われた方が18年度に入りましても回数券を引き続き使えるということで、17年度の反動で回数券を買わなかったというような状況もございまして、17年度につきましては予算額を上回った形の決算額だったのですけれども、反動で18年度につきましては予算額を下回る形での決算となっております。一応評価といたしましては、18年度におきましても交付率は70パーセントという形になっておりまして、多くの高齢者がこの制度を健康保持や生きがいづくりなどのために利用されているというふうに考えております。そういう意味では、福祉の観点はもとより、健康保持という面から医療費軽減にも効果が出ていると思えますし、社会参画による高齢者が市内を歩くという部分につきましては、経済効果の部分でも一定程度の効果があったものというふうに感じております。

佐々木委員

電動式生ごみ処理機の助成制度について

8ページに電動式生ごみ処理機購入費助成ですが、大体100万円に対しておおむねその分いったのですけれども、その立ち上げの目的と現状、今後について教えてください。

（環境）廃棄物対策課長

電動式生ごみ処理機の助成制度についての決算の経過でございますけれども、新規事業ということで、ここには載ってございますが、平成17年度の家ごみ減量化・有料化に伴いまして、生ごみ減量のために電動式生ごみ処理機の助成についての要望がありました。あと、その平成17年度の当初におきましては、そのごみ処理機の使い方を子どもはまだ把握してございませんので、まずはモニター制度ということで処理機に対する評価を仰ごうということで、まず17年度はモニターへの助成を行ったところでございます。平成17年度のモニターの結果につきまして、ごみの減量化ができたという意見が圧倒的に多かったところから、平成18年度としては、ここにありますとおり、モニターではなく助成制度として実施させていただいたものでございます。

実施したことについての調査でございますけれども、18年度、一応予算を組みましたところ50件の申込みはあったのですが、辞退者等がありまして、47件ということにはなってございますけれども、ほぼ私どもの見込みどおり、一つにはこの事業に市民の方が参画されたということと、それから先ほどありましたとおり、モニターのアンケート調査にもありましたが、ごみ量が減った、処理された生ごみをたい肥などに有効に活用できた、台所が衛生的になった、ごみを出さない工夫をするようになったなどの御意見も寄せられて、私どもとしては、以上のことから、本助成制度についてはごみ減量等に効果のあった事業というふうに評価してございます。

佐々木委員

福祉除雪について

10ページの福祉除雪サービス事業について伺います。こここのところでいきますと、400万円が予算額で、実質76万4,000円ですが、この決算とのかい離の部分の説明してください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

福祉除雪サービスについてでありますけれども、委員が御承知のとおり、昨年は大変少雪でございまして、その辺の兼ね合いもありまして、登録者数は昨年と比較して特段減ったとか、そういう状況ではございませんでした。ボランティアの協力を得ながら実施している事業でございますけれども、ボランティアの協力を得た部分と、あと業者をお願いするほどの件数もなかったということで、400万円の予算だったものが76万4,000円で済んでいるという形になっております。件数的には、除雪の方が39件、昨年新たに屋根の雪おろしの部分を助成制度として新たに

創設しましたけれども、その部分も33件にとどまったという結果になっております。

佐々木委員

実施している方と、それを受ける側と、その辺のところはいろいろとある。この事業の今後についてはどういふふうに判断していますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

なにぶん雪が相手なものですので、今後というのもなかなか難しいところなのですが、引き続きボランティアの協力を得ながら、多くの高齢者の方にサービスを提供できるような体制を引き続きとっていきたいというふうに考えております。

佐々木委員

ただ、本当にボランティアと簡単に言うけれども、なかなかボランティアの人たちは、「おいおい」と言うと思いますけれども、今の前向きな姿勢で頑張っていきましょう。

地域住民グループ支援について

それから、10ページの11.地域住民グループ支援事業です。これも60万円という予算額がありますけれども、それに対しての決算が24万2,000円、これについて説明願います。

（福祉）高齢・福祉医療課長

地域住民グループ支援事業でございますけれども、この事業は地域住民による自主グループが地域の高齢者に介護予防に資する事業を自主的にやる場合に助成するという事業でございます。1団体につき10万円という形を上限にしまして、3か年を限度に助成する事業でございます。

平成18年予算につきましては、6団体、10万円限度まで助成するという形で一応予算を組んでいきましたけれども、この事業は実際にかかった事業の2分の1補助という形になっておりまして、ですから20万円かかると10万円の助成という形になっておりまして、そういう中で実質的には4団体という形になっておりまして、その中で10万円の限度まで助成しなかったグループというのもございましたので、60万円の予算のところ24万2,000円という形で決算しております。

佐々木委員

そうすると、これは予定よりも少なく、4団体。これはそれぞれの団体、市内を含めて、今度どういう取組になっていきますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

4団体のうち3団体は、3か年の限度が平成18年度で過ぎておりまして、19年度におきましては、4団体のうち3団体は既に満了という形になっております。あくまでも、この事業の趣旨といたしましては、地域住民がそういう事業を取り組む部分の助走期間の費用というふうに考えておりますので、この3か年でノウハウを含め、地域住民に対する周知も十分図られたという形になっておりますので、引き続きこの活動を通してグループが活動できるというふうに考えております。

今後なのですが、この残りの1団体には引き続き助成をしておりますし、ほかの団体もこういうような動きがございましたら、一応私どもが相談を受けて、そういう団体の立ち上げのノウハウなどを提供しながら、金銭面でも支援していきたいというふうに考えております。

佐々木委員

第二病院の給食業務の委託について

11ページの病院の給食の関係です。第二病院給食業務の委託化の関係で言いますと、給食業務の民間業者への委託と、あわせて当初の予算額に対して決算額のかい離がありますので、立ち上げの経過と現状、課題、これについて話していただけますか。

（二病）事務局次長

第二病院におきます病院給食業務につきましては、昨年 4 月から民間委託に切り替えたところであります。委託の業務内容についてであります。第二病院内の調理場におきまして献立の作成から食材の購入、調理、配ぜん、下ぜん、食器洗浄まで、病院給食業務全般を委託してございます。それで、予算の 1 億 3,600 万円に対し決算額 9,950 万円となり、3,650 万円の不用額の出たその大きな要素としましては、患者数減による食数の減ということでありませう。

ただ、委託による効果についてであります。最大のメリットは財政効果でありまして、直営の場合と比較した効果額は約 8,400 万円にも及びませう。また、導入に当たって、課題として懸念していらしたのが、食材の納入における地元業者の使用率でありましたけれども、業者の選定過程から強くお願いしていらした努力が実りまして、直営のときよりも逆に使用率が上がりまして、平成 17 年度 85 パーセントであった地元食材業者の使用率が、18 年度は 88 パーセントに上がりました。また、委託に合わせて患者サービスを向上させた点につきましては、食器をすべて新しくカラフルにしまして食欲を高めたこと、それから夕食時間を午後 5 時から午後 6 時にすることによりまして、一般的な家庭での食事時間にしたこと、それから昨年 10 月からではあります。週 3 回、昼食と夕食に選択食のメニューを導入したことによりまして、より患者様のし好に応じた食事を提供できるようになったことによりまして、これら改善点もあり、患者様からの評価といたしましては、委託後 2 回ほどアンケートをとっておりますが、主食、おかず、汁物、めん類ともおおむね評価をいただいております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

歳入増の対策について

歳入の削減に関しては、皆様非常に努力をされていらして大変なことと思っております。そういった部分で、観点を逆にしまして、何か歳入が増えるところはないかということで、いろいろ伺いたいと思っております。

まず最初に、こちらの決算説明書の 100 ページにある広告料収入という部分で、ホームページバナー広告の収入に関して伺いたいと思っております。バナー広告料 135 万 9,993 円という、思ったよりも大きな額の広告収入が現在入っていると感じたのですが、その部分で、今、小樽市のホームページにこのバナー広告は七つしか載っていないのです。調べましたら、小樽市の要綱で七つまでしか載せられないといったことですが、企業、そういったところからそれ以上の掲載の要望とか需要というのがないのか、若しくは金額に関しても、今 2 万円という金額で請け負っていると思うのですが、需要があるのであれば、もっと金額を上げてもいいのではないかなと思うのですが、その辺に関してはいかがですか。

（総務）広報広聴課長

市のホームページのバナー広告の件でございますけれども、市のホームページ広告掲載要綱によりまして、広告枠数を最大七つとしております。これを最大 7 枠としたのは、まずパソコンの画面に一度に表示できるのは最大 7 個であるということですので。パソコンの画面は 14、15 インチが大体主流ですので、これに表示されるのが七つということでございます。バナー広告で先行していらしたのが、道内では室蘭市でございましたけれども、室蘭市では 6 枠でやっておりました。それよりも増やしたいということで 1 枠増やしまして、最大 7 枠にしたものでございます。

それで、平成 18 年度におけるバナー広告の掲載件数、金額は、ただいま委員がおっしゃいました 135 万 9,993 円でございますけれども、これは 80 件の金額でございます。一月 7 枠を用意しておりますので、12 か月分となりますと 84 件ということになるのですけれども、これを下回っているという状況で、空き待ちの次のクライアント、広告依頼主がいるということではございませんので、現状最大 7 枠と思っております。

それから、金額についてでございますけれども、道内の平均の広告の金額を調べたところ、それを参考にいたしまして2万円としてございますので、委員がおっしゃるように、たくさんの希望があって、そういう金額も上げられるのであれば、そのときに検討をしてもいいのかというふうに考えてございます。

成田（祐）委員

まず、今、画面のサイズを14、15インチとおっしゃっていたのですけれども、主流はもう17から19、21インチというふうにだんだん大きくなっているのが現状ですので、今後、時代に合わせて増やしていくという部分と、もう一点がホームページ上の広告はトップページだけしか載っていないのです。一番目のところなのですけれども、当然、観光のページ、暮らしのページというのを見ていくと思うのです。ページの下の部分というのはまだ枠が空いていて、そういった細かい部分を見ていくと、まだ載せる部分があると思うのです。下の部分を安く、5,000円にするとかして、少しでも多く載せたり、そこで見ていただければ、小樽市の業者に金が落ちるわけですから、そういった部分では広告料をいただくという以上に効果があると思うのです。やはりその辺で、観光みたいなところにはホテルとかの宿泊施設、レストランを載せるといった方法がまだあると思うので、そういったことを今後検討していただきたいと思います。

ホームページの広告収入について

次に、ホームページには広告だけでなく、市のホームページの中にショッピングモールを持つことはできないだろうかという話をしたいと思います。楽天市場等に代表されますように、ホームページ上にテナントを出して、そこに企業が入って販売をする。特に小樽市の場合は、観光される方がホームページを見るという機会が多いと思うのですが、中小の商店というのは、仮に独自でホームページをつくったとしても、そこを見ていただかなければこれは意味がないわけなのです。せっかく小樽市という有名な都市のホームページを見ていただいているところに載せられるのですから、これは中小の商店とかには非常にメリットがあると思うのです。ネット販売等のテナントを小樽市が貸し出せないか。当然、小樽市はそこでテナント料、要は掲載料をいただく、それが1点。

もう一点の方法として、和歌山県北山村なのですけれども、直接村役場のホームページから商品を販売されているのです。「じゃばら」というかんきつ系のものが有名なのですが、そこでじゃばらジャム、タルトとか、そういったものをもうクレジット決済までできるように販売されている。ここの村では、10億円という年間予算の10分の1の1億円を手に入れようと、そのくらいまで鼻息を荒くやっているところがあるのですけれども、このサイトは非常に見やすく、商品が買いやすいといったように、この村の役場というレベルでここまでやっているまちながあるので、小樽市であれば、なおさらもっといろいろな商品があったり、売れるものがあると思うので、こういうものは一度口コミで広がりますと一気に爆発するものだと思うので、取組を検討していただきたいと思うのですが、どうですか。

（経済）商業労政課長

今、委員の方から御提言のありましたホームページ上にショッピングモール等の作成ができないかというような御提言だと思いますが、この辺につきましても、確かにホームページに入り口を設けるといいですか、商店街は可能だと思うのですけれども、ただ問題といたしますが、課題となるのは、その商店街なりショッピングモールを運営する主体をだれがやるかということになるかというふうに考えております。そういう意味で、受注から配送まで責任を持って、お客様あるいは参加する企業も含めて安心・安全な商店街になるかどうか、そういう部分の検討が必要かといいますか、問題、課題があらうかと思っております。しかし、今後こういうインターネットを使ったその販売方法というの、大きな販売方法の一つだと考えられますので、小樽市の物産協会あるいは観光協会を含めて話し合いを持っていきたいと思っております。

成田（祐）委員

この北山村では、その店舗運営責任者、役場の観光産業課といったところに、運営責任者はしっかり名前も書い

て運営されているようですので、そういうことを含めまして、今後、小樽市の販売促進のために検討していただければと思います。

配布物の経費削減に関して

次に、3 点目に話を変えまして、広報おたると小樽市議会だよりを同時に折り込みできないか、若しくはそれによる経費の削減ができないかという部分で、115 ページについて見解をお願いします。

（総務）広報広聴課長

今、市議会だよりを広報おたるに折り込んで配布してはということですので、広報広聴課で答弁したいと思います。

現在、市議会だよりを新聞に折り込む経費は 1 部当たり 3 円というふうに聞いてございます。広報おたるの折り込み経費は、1 部当たり 5 円となっております。市議会だよりと広報おたるを一緒に折り込むことが技術的には可能であるというふうに思いますけれども、市議会だよりを広報おたるに挟み込む作業にかかる経費が 2 円となっております。それで、1 部当たりの重量が重くなるものですから、その新聞折り込みの金額が最低でも 1 円は上がるだろうということがございますので、そういう経費を考えますと、現在の市議会だよりの折り込み経費と同額の最低でも 3 円以上が広報おたるの経費に上乘せになるというふうに思われますので、経費節減にはちょっと結びつかないのではないかとこのように考えます。

成田（祐）委員

やはりその配布する際に、例えば別々に配っていた広報おたと市議会だよりをくっつけることは、いろいろ問題もあると思うので、少しでも配るもので経費削減ができるものは削減していただきたいと思っております。

市税の納入方法について

最後に、市税の納入についてお伺いしたいと思います。

税収の納入率アップのために、今、宮崎県では自動車税をクレジットカードで納めるとか、また今、各金融機関では、例えば北洋銀行、北海道銀行とかではクイックペイと言われる年金や税を納めるために利用される電子決済のシステム等があります。小樽市も、そのように時代に合わせて電子決済等を含めた新しい決済方法を導入する考えはありませんか。

（財政）納税課長

クレジットカード等の導入のことなのですが、クレジットカード等につきましても、例えばインターネットを使えば自宅にいながらにして 24 時間決済が可能とか、あと納税する際に、現金を持ち歩かなくてもいいとか、あと分割かボーナス払い、こういうことができるというメリットもあるのですが、クレジットカードにする課題としましては、郵便がまず遅いということと、初期費用の関係、それと最も大きい課題は手数料なのです。手数料につきましても、例えば固定資産税など 1 期分の額を払いますと、相当多くの手数を自治体が払わないとだめだということがありますので、かなりほかの自治体でも課題ではないかと思うのですが、納税義務者等が一部納付するとか、全額納付するということになったときには、ぜひ導入をしていきたいとは考えております。

成田（祐）委員

クレジットカードの部分に関して手数料等がありましたが、そういった電子決済にかかわるものは今後進んでいく可能性が非常に高いと思うので、少しずつ時間をかけてでも検討していただければと思います。

滞納の督促について

滞納の督促に対する通知書に関してです。この通知書に関して、現在はどのように送られていますか。

（財政）納税課長

滞納の督促状ですけれども、小樽市は、このドライシーラーというものを使ってまして、印刷部分や密封の表になる部分にはあて名が、その中には滞納額、年度とかの必要事項を記しまして、それを圧力をかけまして、最終

的には封書みたいな感じで滞納された方のところへ送付するのですけれども、今度は内容を見るときには、その四辺にミシン目がありますので、それを切り取って見ると、そういうような仕組みです。印字は黒というふうになっています。

成田（祐）委員

今、お伺いしましたところ、銀行から送られてきたりするものと同じような、極めて標準的なものだと思うのですが、これを色つきのものにしていただけないか。静岡県牧之原市では、督促状は封筒で送っているのですけれども、赤色の封筒で送ったところ、非常に反響があったというふうに伺っています。差押調査を行うときに黄色の封筒、差押最終通告のときには赤色の封筒と、サッカーのイエローカード、レッドカードではありませんけれども、赤い手紙が来たとしたら、来た方としてはそれはやはりびっくりしてしまうと思うので、そのぐらいまで行ってもよいのではないかと。結果なのですけれども、220通送ったところ、1か月の間に50人から問い合わせがあったと結果が出ています。色を変えるだけで収入が増えるのであれば、小樽市も、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

（財政）納税課長

牧之原市の赤い封書につきましては、今、委員がおっしゃったように、差押えの封書を最終通告に使用するというところで、今年の8月ごろに報道関係者に流れていましたけれども、小樽市もそこまではいかないのですけれども、封書の表に差押えとか、そういう重要なときには、ゴム印で赤の認め印なのですけれども、必ずお読みくださいというようなということで、それを押しています。例えば印刷物が何通反応があったとまではちょっととっていませんけれども、効果的なやり方というのですか、封書は読んでもらわないとやはり、せっかく出してもだめなものですから、封書の色につきましては、今後どういうものをやるかを検討させていただきたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。